

## 令和 3 年第三回八丈町議会定例会会議録

### 議 事 日 程 (第 2 号)

令和 3 年 9 月 8 日 (水曜日) 午前 9 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 5 3 号 令和 3 年度八丈町一般会計補正予算
- 第 3 議案第 5 4 号 令和 3 年度八丈町介護保険特別会計補正予算
- 第 4 議案第 5 5 号 令和 3 年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 5 議案第 5 6 号 令和 3 年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算
- 第 6 議案第 5 7 号 令和 3 年度八丈町水道事業会計補正予算
- 第 7 議案第 5 8 号 八丈町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 5 9 号 八丈町火災予防条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 6 0 号 中道伊郷名線道路改良工事 (坂下工区) 請負契約
- 第 1 0 議案第 6 1 号 表層浮魚礁 M-4 型 (シンカー版) 資材購入契約
- 第 1 1 議案第 6 2 号 電源照明車購入契約
- 第 1 2 議案第 6 3 号 八丈町土地改良事業計画 (中之郷銚子の口ため池改修工事) の策定について
- 第 1 3 議案第 6 4 号 八丈町土地改良事業計画 (大賀郷地区畑地灌漑施設改修工事) の策定について
- 第 1 4 認定第 1 号 令和 2 年度八丈町水道事業会計決算認定について
- 第 1 5 認定第 2 号 令和 2 年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定について
- 第 1 6 認定第 3 号 令和 2 年度八丈町病院事業会計決算認定について
- 第 1 7 認定第 4 号 令和 2 年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算認定について
- 第 1 8 報告第 4 号 令和 2 年度八丈町病院事業会計継続費精算報告について
- 第 1 9 報告第 5 号 令和 3 年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 (令和 2 年度分) について
- 第 2 0 発議第 2 号 八丈町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第 2 1 発議第 3 号 八丈町議会会議規則の一部を改正する規則

第22 発議第 4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

第23 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

出席議員（14名）

1番	宮崎陽子君	2番	浅沼隆章君
3番	山下則子君	4番	山本忠志君
5番	冲山恵子君	6番	菊池良君
7番	小川一君	8番	山下巧君
9番	岩崎由美君	10番	金川孝幸君
11番	广江才君	12番	小澤一美君
13番	浅沼憲春君	14番	奥山幸子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
公営企業 管理者	佐々木眞理君	教育長	佐藤誠君
消防長	菊池邦彦君	総務課長	菊池正勝君
総務課 主幹	高橋太志君	企画財政 課長	笹本博仁君
税務課長	福田高峰君	住民課長	佐藤真一君
福祉健康 課長	奥山勉君	建設課長	瀬筒国治君
産業観光 課長	高野秀男君	企業課長	菊池拓君
病事務 院長	菅原宏幸君	教育課長	菊池良君
会計課長	田村久美君	代表 監査委員	浅沼拓仁君
企画 財政係 課長	冲山晃君	企業課 經理係 長	岡野豊広君
企業課 水浄化 係長	櫻庭郁也君	病事務 院局係 長	菊池裕介君

病 院  
事 務 局  
管 理 係 長

笠 原 達 也 君

企 業 課  
水 浄 化 槽 係 査  
主

関 村 優 子 君

---

事務局職員出席者

事務局長 和 田 一 宏 君

庶務係長 山 本 良 太 君

書 記 沖 山 悌 久 君

書 記  
(録音) 小 栗 光 太 郎 君

---

◎開議の宣告

○議長（奥山幸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

よって、令和3年第三回八丈町議会定例会2日目は成立いたしました。

議案説明のため、町長、副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

---

○議長（奥山幸子君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（奥山幸子君） 日程第1、会議録署名議員に1番、2番議員を指名いたします。

---

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第2、議案第53号 令和3年度八丈町一般会計補正予算を議題とし、昨日の議事を続けます。

歳出、12ページ議会費から16ページ衛生費までの質疑をお受けいたします。

昨日の続きですので、遠慮なくどうぞご発言ください。

大丈夫ですか、11番さん。

ほかにございますか、16ページ。

13番。

○13番（浅沼憲春君） 15ページの新型コロナウイルス感染の関連でちょっと聞きたいんですけども、ワクチン接種後の抗体量の検査というのは島の町立病院でできますか。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） すみません、そこは確認しないとなので、多分できるとは思いますが、ちょっと確認させてください。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか、12ページから16ページまでです。

13番。

○13番（浅沼憲春君） 15ページの児童福祉費の保育園の備品の関連でちょっとお聞きしたいんですが、保育園の食事を作っている方からちょっと要望があったんですが、バイトの方というんですか、ちょっと人数が足りない。それで仕事量も増えている。そこで一つお願いがあるということをお願いされたんですが、食器が幾つもあるんですけども、ワンプレートにできないかと。そうすると、洗うのも時間が短くて済むし、光熱費等も削減できるんじゃないかというご相談があったんですが、いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） おはようございます。

まず、調理員、保育士に限らず保育園補助員の方プラス調理員の方とか、本当に人が足りていないという現状はありまして、そういった部分は毎月給食会議というのも開いていまして、調理員の方と栄養士の方、あと保育士の先生、皆さんで話し合う会議の場を持っているんですけども、そこで出た話なのかいま一度確認を取りまして、こういった要望があったということは伝えておきます。その中で改善できるもの等あれば、もちろん改善していきたいというふうに考えております。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 今、確認しましたところ、抗体検査なんですけれども、今、抗原とかPCRもそうなんですけれども、病院として誰でも受け入れるということはやっていませんので、医療行為としてではないのでやってごさいませんということでございます。

○議長（奥山幸子君） 13番。

○13番（浅沼憲春君） ということは、島でできなければ東京に行って、自分の抗体量というのを調べるしかないということでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 今、研究用としていろいろな形で、通販であったりはするんですけども、そういう形で、病院なのでそこまでは現在のところ行っていないという形です。

結局、それは医療行為、抗体、要はそのワクチンを打ってどれくらいあるかという量のあれだと思いますので、通常だと1,000ミリから3,000という話で、報道ですけども6か月後には低くなるという形では言われていますけれども、実際問題、今、病院ではそういうことはやっていないという形です。

○議長（奥山幸子君） 13番。

○13番（浅沼憲春君） はっきり分かりましたけれども、結局、僕らも2回打ったんですけ

れども、自分に抗体量があるのかなのか、やっぱりちょっと不安な面がありまして、もしできれば、医療行為であれば、病院のほうでお金を払ってできるのであれば、何とか考えていただけないかなと思いますが、難しいかな。

○議長（奥山幸子君） 事務長、答えられますか。

事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） やはり医療が、うちのほうは健康診断も限られた企業のほうしかやっていませんので、あと自費でやると多分いろんな形で医療が滞る面もあると思いますので、基本のところ、今のところは抗原の自費検査、PCRの自費検査と、抗体もそうですけれども今やっていない状況ではあります。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

1番。

○1番（宮崎陽子君） 関連なんですけれども、よろしいでしょうか。

今、町のほうではPCR検査と抗原検査をされているということで、いろいろ判定されているらしいんですけれども、実際PCRというのはポリメラーゼ・チェーン・リアクションとって、抗体増幅実験のためにやる検査ということなので、例えばインフルエンザとか、別のインフル、そういう病原性のものに関しても反応してしまうということで、今、陽性者扱いで本当に爆発的に感染しているというような報道もされているかと思うんですけれども、実際、今、議員がおっしゃっていたかのように、1回目のワクチンを受けた後に、副反応がとても強過ぎて2回目をもう打ちたくない、またそういう理由もあって、実際、1回目を打った時点で、自分の中に抗体がどれだけできているのか知りたいというふうにおっしゃっている方が今すごく多くなっているようです。

先日ちょっと、島外の方なんですけれども、医療従事者の方とリモート会議をさせていただいた中で、実際、都内のクリニックでは抗体検査を2種類行っているそうです。希望があればできるということで、1種類は抗体即日定性検査といたしまして、約15分でもう鑑定されるということです。

あと、もう一つは抗体定量精密検査、これはさらに30分をかけてということで、2種類の検査が今実施されております。実際の希望があれば、都内のクリニックでも行われていることですので、八丈町でもそういった意味で、いま一度検討していただく重要な案件ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 先ほども述べたように、健康診断等もやっていないので、12科、臨診、今日もやっていますけれども、先生方もいろいろな入院患者さんを診たりとかありますので、方針としましては企業の健診とか自費行為に関しましてはそういう検査は、繰り返しになるんですけれども、現状ではやれない状況ではあると思います。

○議長（奥山幸子君） 1番。

○1番（宮崎陽子君） そのやれない状況というのを何とか緩和していただくような方向性でいかないと、今後また別のウイルスとか、何があるか分からないですけれども、結局は今、自己責任という形で問われている世の中でもあるんですよね。

ですので、皆さんそれぞれがどうしたらいいかというふうに今悩んでいるということで、本当に都内のクリニックとか東京近郊の病院がたくさんある地域にお住まいの方は、それぞれ自ら進んで検査などもされているような実情でもありますので、島だからできないとか、いろいろご事情はあるかと思うんですけれども、今ちょっと世の中の動きというのが変わってきておりますので、ぜひそのあたりも視野に入れてご検討いただきたいなと思います。要望です。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） それでは、16ページまでの質疑を終結いたします。

続いて、17ページ農林水産業費から26ページの予備費までの質疑をお受けいたします。最後まで。

5番。

○5番（沖山恵子君） 19ページの商工費、キャッシュレス決済ポイント還元負担金ということで990万ですか、ついてはありますけれども、この中身を詳しく教えてください。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） 今回のキャッシュレスポイント事業の概要ですけれども、まずこちらは東京都さんのほうが今年の2月でしたでしょうか、商店街の今のコロナの状況でのそういったことを鑑みて、何とか商店街、そういったところの還元をというところで、プレミアム、東京都生活応援事業ということで予算を125億つけてございます。

その中で、八丈町のほうに今回補助が入ってきた金額というのが723万3,000円。これは東京都の4分の3の持分ということになるんですけれども、町の4分の1分を合わせた金額が990万円ということになります。これを、町のほうでキャッシュレスでのお買物をした方に

ポイントを還元するというふうなことになります。基本、東京都さんもデジタルでの購入に際してポイントを還元するというのが原則になっております。スタートに関しては、10月1日からのスタートを考えております。

昨日、企画財政課長のほうからもご説明がありましたけれども、じゃ、どういったキャッシュレスを使った場合にこの30%の還元が受けられるかということになるんですが、そちらは八丈島で一番キャッシュレスで使われている、これはお店等の聞き取りでも分かったんですけども、断トツに楽天E d yカードが使用されているというところと、あとQRコードで一応J-C o i nのほうも使えるということで、この二つでお買物をした場合には、上限3,000円までポイントが還元されるというふうなサービスになっております。

10月1日からスタートしまして、予算を消化した時点で終了ということになるんですが、このポイント還元はいつから始まるかという話になるんですが、今のところはこの予算を全て消化した、要は990万円まで買物がポイント還元するまで達した時点から約1か月後にポイントを還元するというふうな形を、今、委託した業者とも調整をしているところでございます。

そういったことに関して、住民の方にも広報等での周知、また受け取りに際してのそういった詳細についても、また広報で周知をしていきたいと思っております。あと、ホームページのほうでも周知したいと思っております。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） すみません、いま一つ分からないので教えてください。

前にポイント還元があったときは、例えば1,000円お買物をすると消費税分がポイント還元されますみたいなことだったのですが、今回のポイント還元は、3,000円までということは、3,000円買物したらそのまま最初買った人から還元されるのか、または消費税のような形、3,000円買ったら300円が還元されるのか、その辺はどんな感じなんでしょうか。

あと、私、よく言うんですけども、高齢者の方は現金派がまだまだ多いんですね。若い世代の方はとてもお喜びになるでしょうけれども、高齢者の人というのはなかなか難しいかなと思うんですけども、その辺のことはお考えになってのことなのかどうなのかもちょっと教えてください。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） すみません、ちょっと説明が抜けておりました。

この30%ということになりますと、簡単に言いますと1万円の買物をしたら3,000円がポ



イント還元されるわけなんですけれども、上限としまして1回の買物で仮に1万円の買物をしたらもう3,000円ポイントされますので、そこで終了ということになります。例えば、1,000円だったら300円、これが積み積みもって、例えば3,000円までポイントが終わりましたら、その人への付与はそこで終了ということになります。

あと、高齢者の方が現金でまだ支払いの方が多んじゃないかというふうなお話ですけども、先ほどもお話ししましたけれども、東京都のほうは基本、デジタルを推進するということもありまして、キャッシュレスでの買物への還元ということになっております。

あるお店のほうに、私たちもどれだけ住民の方がキャッシュレスでお買物しているかというの調査をしましたけれども、非常に、あるお店では7割以上の方がもうキャッシュレスでの買物をされている。お年寄りの方も、結構カードでの買物をされている方も増えているというふうな現状は聞いております。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 10月1日から早い者勝ちといたら、もう数日で終わってしまう可能性もあるかと思うんですけれども、そんな感じで一斉にやるとしたら、広報のほうを知らなかったという人が絶対出てくると思いますので、早めの広報をよろしくお願いします。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） 10月1日号でまずはお知らせいたします。内容が決まり次第また早めに、またホームページのほうでも周知したいと思っております。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

10番。

○10番（金川孝幸君） 関連なんですけれども、まだよく理解できません。1人3,000円までということでもよろしいのでしょうか。仮にE d yで3,000円、J - C o i nで3,000円とか、そういう使い方が可能なのでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） そういった使い方も可能になります。というのも、個人情報としまして、誰が幾つカードを持っているとかそこまではやっぱり把握はできないということになりますので、そういったポイントの使い方というのは実質可能になります。

○議長（奥山幸子君） 10番。

○10番（金川孝幸君） 一つのカードで3,000円までということ。これは町民が島内の営業所で買物をした場合だけということなんではないのでしょうか。島外で使っても還元されるということ

为什么呢。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） こちらのお買物に関しては、あくまでも島内のお店に限られます。

○議長（奥山幸子君） 10番。

○10番（金川孝幸君） 分かりました。どうやってチェックするか、大変難しいんじゃないかなとは思いますが、あと、990万、3,000円で割ると3,300人分なんですけれども、それぐらいのユーザーがいるとお考えでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） まず、E d yカードを取り扱っている店舗数なんですけれども、八丈町のほうで90件ございます。これはお店に限らずの話になりますけれども、J - C o i nを取り扱っているお店も73件ございます。

正直、この予算が消化するまでには、そんなに長期間になるとは想定はしておりません。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

11番。

○11番（廣江 才君） これは、補助金は東京都が全額出してくれるのか。ちょっと私、その辺が分からなかったんですが、聞き漏らしていたか。

それと、さっきもまずお店も、これは全部の店で使えるのかどうか、一部に偏っているんじゃないかというのと、私みたいに現金しか使わない人は、もう全然置いてけぼり食らっちゃう形になっているんですけども、その辺の不公平感というのはどう考えているのか。

○議長（奥山幸子君） 産観課長。

○産業観光課長（高野秀男君） まず、1つ目の質問の予算のほうなんですけれども、この990万円に対して約4分の3、東京都の補助になっております。今回、歳入の中で733万円と、プラス歳出のほうの科目にございます地域応援キャッシュレスキャンペーン委託料の54万7,000円、これは100%東京都から頂けるものですので、この両方を足した777万9,000円が東京都のほうから補助としていただけるお金になっております。

2つ目のご質問で、全部の店で使えるのかというところなんですけれども、先ほどお話ししましたように、八丈の中でもこういったキャッシュレスを使えるお店というのは増加傾向にございます。繰り返しになりますけれども、楽天E d yが使えるお店が90件、みずほのJ - C o i nが使えるお店が73件あるということになります。

現金しか使えない方は確かにこのサービスは使えないというのはあるんですけども、東京都さんの事業としまして、原則、デジタルを推進するというので、それを使った場合に還元するというふうな、一応制度設計になっておりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（奥山幸子君） どっちにしようか、関連、じゃ、5番から、すみません。

○5番（沖山恵子君） すみません、再び。

今、E d y 90件、J - C o i n 73件というお話でしたけれども、それで早い者勝ちですということ、例えばE d yさんとJ - C o i nさんの大本の会社は同じではないかと思うんですが、どんどんお金、買物しますよね。以前のポイント還元するときには、幾らポイント還元されますみたいなのがレシートにその場でもう書いてあって分かったような気がするんですが、これだけ数があると、買物をしてもぎりぎりのところでは、自分が買ったものがこれに該当するのかが該当しないのかというのは分からないような気がするんですけども、買物した時点で自分はその900万の中に入っているのか、入っていないのかみたいなことは分かるものなんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 産観課長。

○産業観光課長（高野秀男君） そこも業者さんとも確認してはいるんですけども、その都度の、今これだけ還元しますというふうな形でのお知らせは、ちょっとできないかもしれません。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） もしそれができないのであれば、そのお知らせのときにその辺も少し書いておいていただけると、何だ、できると思って買ったのに、もう終わっちゃったのかよという方もいらっしゃるかもしれないですし、もし終わってしまったのであれば防災無線で、今日で終わりますよという、今日から始まりますよと終わりましたぐらいは言っていたかと分かりやすいのかなと。10月1日から始まりますよだけだと、ちょっと分かりにくいかなと。

単なる消費者としては、じゃ今日、お米をいっぱい買っておこうと思ってしまいうんですが、買ったんだけど、結局駄目だったみたいなのだとちょっと悲しいので、分かりやすい広報と周知のほうをお願いしたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 要望でよろしいですか。

（沖山議員「はい」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 3番。

○3番（山下則子君） すみません、今、9月の時点で、10月1日からというのは、広報の10月号に載せるとしても周知が、もう早い者勝ちとなると分からない方も多んじゃないかなと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 産観課長。

○産業観光課長（高野秀男君） 確かに10月1日からということでもう来月すぐということになります。できる限り、ホームページ等では情報のほうは早めに努めていきたいなというふうに考えております。

広報のほうは、若干どうしても遅れてはしまうんですけれども、一応10月1日からのスタートで、なるべくできる限りの周知には努めたいと思います。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

13番。

○13番（浅沼憲春君） 確認なんですけど、先ほど楽天E d yという話をしましたよね。楽天とE d yは別の会社なんです。そうすると、E d yがついているカードっていろんなカードがあるんですが、それはE d yがついていれば何のカードでも使えるということでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 産観課長。

○産業観光課長（高野秀男君） 楽天のものになります。

○議長（奥山幸子君） ほかに大丈夫ですか。

9番。

○9番（岩崎由美君） 全然違う質問です。19ページで一番最後のほうに海岸の、海水浴場管理費があります。これの関連なんですけれども、今年も底土海水浴場にはC U Z M A Tさんからライフガードの人たちが来て、まだ9月20日までいらっしゃると思いますが、今年の、防災無線でもかなり注意喚起をする無線が流れたのですが、今年の実験の状況をちょっと教えてください。

○議長（奥山幸子君） 産観課長。

○産業観光課長（高野秀男君） 今年7月17日からライフセーバーの方に3名体制ということで監視のほうをお願いしております。

3名体制になったということで広く監視ができるようになって、小さい、例えばドウダマリだったりとか、そういったところでの小さいけがをしちゃったとか、そういった情報の聞

き取りも、今はすごくできているような状況です。

その中で、今回、救急要請をした件数というのも2件ほどございました。そのうちの1名の方に関してはお亡くなりになられたというふうな情報は聞いてございます。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 今のは底土だと思うんですが、八丈島の全体では数として把握されていますか。

○議長（奥山幸子君） 産観課長。

○産業観光課長（高野秀男君） 監視員のいる底土のほうの情報は把握してはいるんですけども、ほかの海水浴場の件に関しては細かくは把握しておりません。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 8月の終わりだったか、ナズマドでシュノーケルをしていたお客さんが流されたんですね。多分、島外の方だと思うんですけども、ナズマドって結構リスクなところというか、ダイビングはよくやるけれども、シュノーケリングにはあまり向かないところだと思うんですよ。

それで、やはりある程度ルールづくり、ここは入っていいとか、ガイドがいれば入っていいとか、それをしておかないと、ああ、海がきれいだなと思ってちゃぽんと入って、現地を知らないと流されて、このときはたまたま船に救われたそうと聞いています。

なので、ちょっと八丈の、乙千代ヶ浜は檜立の皆さんが見ていたりするんですけども、ほかの危険な場所というか、危険の可能性が高い場所についてはやはりルールというか、さっきも言ったようにそういうのをつくったほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 産観課長。

○産業観光課長（高野秀男君） 私たちのほうにもやっぱり分からない、初めて聞くような情報というのも当然ございます。

そういったルールづくりというところでもやはり必要かなと思いますし、そういった観光事業者だったり漁業者の集まる会議もございますので、そういったところで今年を振り返った中で、何か新たなそういったルールができればなというふうに思いますので、そこは検討していきたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 今おっしゃっているのは多分、海面利用活性化協議会のことかなと思うんですけども、今、海面利用活性化協議会で、そういったマリンレジャーのルールづく

りだとかそういうのが話し合える環境だと思われませんか。

○議長（奥山幸子君） 産観課長。

○産業観光課長（高野秀男君） 皆さんお集まりになるので、考えられないことはないと思います。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） あそこにシュノーケリングの代表の人も入っているんだけど、もうちょっと話合いが無理だから辞めちゃおうかなという人もいるので、なるべくそういう話合いができるような環境を、もしやるのだとしたら整えて、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 産観課長。

○産業観光課長（高野秀男君） 皆さんが発言できるような場をというのは、海面利用協議会にかかわらず、そういった場所を設けてもやるべきだとも思いますし、そこは考えたいと思います。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

10番。

○10番（金川孝幸君） 21ページの防災無線施設管理費、直接この件ではないんですけども、最近、防災無線の聞こえがすごくよくなったと評判いいんですけども、デジタル化に向けて工事等が進んでいると思われるんですが、進捗状況と今後の見通しなど分かれば聞かせてください。

○議長（奥山幸子君） 総務の主幹。

○総務課主幹（高橋太志君） 防災無線のデジタル化なんですけれども、まず一番最初の大本の発信する場所、そこがこの町役場になります。その機械はデジタル化に入れ替えました。あと、ここから三原に次に電波を飛ばします。その三原のほうの工事も終わっております。それで、今、町役場の機械を入れ替えたことによって、恐らく音の伝達が今までと変わったと思います。かなり遠くまで聞こえるようにはなっていると思います。

そのほかに、屋外の拡声器を全部で49か所工事をする予定なんですけれども、これは令和5年度までかけて徐々に替えております。今のところ、まだ四、五か所替えたところなんですけれども、そこについては順次デジタル化の無線屋外拡声器というところに取り付けて、そこから今放送を流している状況です。

そのほかに、屋内の受信機です。皆さんの戸別で置いていただいているものなんですけれ

ども、そちらを今、どのぐらい電波を拾うかというところで、まず町役場の本庁の職員を対象に希望者には配付して、大体の状況を把握しているところでございます。今後、予定といたしましては11月を目途に、まず末吉地区のほうに屋内の受信機を配布したいと思います。

ただ、屋内受信機、今もそうなんですけれども、入らない家庭によっては屋外にアンテナをつけていただいている、そういったことになりますので、そのところの工事の進捗を見ながら、その後、中之郷、檜立、そして坂下のほうに設置を考えております。

今の進捗状況なんですけれども、屋外拡声器を設置するに当たって、当初の設計では平面図上に大体この辺りにというところで、屋外の拡声器を設置する図面を引いたんですけれども、そこが民地に当たるようなところがありまして、そのところがちょっと難航しているところもありますので、場所の移転とかそういったところもいろいろ今、調整をしながら進めております。

その部分で、今8月ですと、予定では全体の3%が終わる予定だったんですけれども、まだ2.4%というところになっております。なるべくこの予定がこれ以上遅れないように、今後調整しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。ほかに。

4番。

○4番（山本忠志君） ページ数でいうと22ページと23ページにまたがっておりますけれども、項目としては工事請負費でございます。

小学校の学校管理費と中学校の学校管理費に、それぞれ工事請負費が計上されておるわけなんですけれども、これを見ますと、今年度の当初予算で予算化したものに関連した補正予算という項目もあるんですけれども、それは理解できるんですけれども、例えば各小学校の特別教室空調設備工事費ということで、当初予算でも結構長く入っていましたが、恐らく補正予算を組まないとできなからうということで計上されていると思うんですね。その下の大賀郷小学校のもの、キュービクルの改修工事、これもエアコンの導入に伴う補正予算工事だと思うんです。

ですが、そのほかに例えば中学校の、富士中学校の体育館トイレ工事ですとか大中のプール扉ですとか、これは減額か、これはいいんですけれども、大賀郷中学校のバックネットですとか、これらは当初予算にはなかった全くノータッチの予算でして、突発的に発生した工事なのかどうなのかちょっと疑問があるんですけれども、いかがですか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） まず、ご質問の中学校の工事請負費で、富士中学校体育館のトイレ改修工事でございますが、これはもともと今年度、予算を頂いておりました。

それを実際に工事するに当たり、最初は多目的トイレを1つ、車椅子の方も自由に回転できてという、広いところで1個というところだったんですけれども、まず体育館を使うのは生徒さんというところで、特に男女に分けないと非常に使いづらいだろうというところで設計変更しまして、男女を分けてトイレブースを作ることに変えた結果でございます。

車椅子の方も、自由に回転はできないんですけれどもどうか、例えば体育館が避難所になった場合でも、車椅子の方でも最低限使えるようになる設計にはなっております。

それから、バックネット改修工事、これは宮城県で支柱が倒れて死亡事故が発生しまして、全校点検したんですね。大中のバックネットが危ないというところで、最初にこの予算をつけて撤去させていただくことにしました。

それから、あとはバックネット、それからミーティングルーム、これは故障によるものです、エアコンが今まで動いていたんですけれども、突如故障してしまってというところでの工事でございます。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） 富士中の体育館のトイレはよく分かりました。課題の多いトイレで、随分前からトイレはあったんですけれども、もう開かずの扉で、もう全く用をなさない空間だったものですから、よくぞこれをつけて手をつけていただいたと。富士中の子供たちもどんなにか喜ぶんじゃないかなと思います。

それから、大中のバックネットなんですけれども、何か突発的な事故でもあったのかなと思って、昨日、僕、大中に行ってみてきましたよ。写真も撮ってきたんですけれども、あのバックネットは全く使い物にならないんです。ネットが絡んでいるはずがぱかっと割れて、1メートルぐらい間が空いている。そういうところが何か所もある。これじゃ、ピッチャーが投げればみんな素通りで、外へ飛んでいっちゃうわけです。

近くに野球部の子供たちや先生がいたので、これどうしたの、いつからこうなっているのかと聞いたら、もう4年前、自分がこの学校に来たときからこうでしたと、ボールがなくなって、なくなってしょうがないと何か言っていましたけれども、それが、キャッチャーの後ろのバックネットがそうでした。これじゃ、どんなに剛速球を投げる、あまり速い球を投げ



るなど言うぐらいお粗末なネットでした。

それから、一塁側のフェンスと三塁側のフェンス。これも、僕が今言った倒壊の危険のある、それから一部、先生たちが直したんでしょうね、ロープで縛ってネットを引っ張って、そういう補修箇所もありますから、全面的にあそこをしっかりと改修して、場合によってはこの200万では足りないかもしれないけれども、補正の補正でしっかりしたものを作っていたきたいなど。いかがですか、追加補正ということに関しては。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 今回は急遽、危険な箇所を撤去させていただくのみの工事でございます。今後、バックネットの機能を有するものとして新たに同じものを作り直すのか、それとももっとポータブルで簡易なものができるのかというところを、ちょっと大賀郷中学校の先生たちと話し合っ、て、より効率的というんですか、そういうものを、使い勝手のよいほうに替えたいと思っておりますが、今回は死亡事故を受けての撤去工事でございます。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） 恐らくそういう感じは、僕、予測してまして、ちょっとこれだけじゃ足りないですよ。

ですので、今回は本当に死亡事故を受けての緊急な予防工事だというふうな理解でいいと思うんですけれども、将来のことを考えると、やっぱりしっかりしたものを作ってあげて、伸び伸びとできるように作ってあげてもらいたいなど。

今、都立八丈高校、久しぶりに夏の甲子園選手権大会の東京ドームの予選で、八高出ましたよね、単独で。八高のピッチャーとキャッチャー、バッテリー両方とも大中出身の子ですよ。応援しているんですけれども、密かにね。頑張っているなと思うんです、子供たちが少ない中で。

だからこそというわけでもないんですけれども、子供たちの伸び伸びやれる環境というのを整えるのは、我々大人の責任だろうというふうに思いますので、ただ単に簡易的な、一時的なしのぎの工事ではなくて、きちんと子供たちに伸び伸びやれよと、やれるようなものを作っていたきたいというふうに思います。

一応、台所事情もあるでしょうから、そうそう簡単ではないんでしょうけれども、必ずこれはお願いしたいなというふうに思います。

もう一点、議長、いいですか。

○議長（奥山幸子君） はい。

○4番（山本忠志君） 先ほど、ちょっと手を挙げるタイミングがなかったのです。

先ほど、岩崎由美議員からシュノーケルの事故についてのルールづくりというようなお話があったんですけども、これは最近、防災無線でも警察のほうから、泳ぐときには注意しなさいという放送がありますけれども、本当に私、地元の乙千代ヶ浜で何度も事故を見ていますけれども、乙千代ヶ浜も結構、沖の潮が速いときがあるんですよ。ナズマドも一緒です、ナズマドも沖へ出るとすごく速くて、でも、だから魚もよく釣れるんですけども、それはいいんですが、それを知らないで平気で行くのが、最近は僕よく見るんですけども外国人が多いんですよ。あの連中は、泳力に自信を持っているんです。足ひれもなしで沖へ出ようとするから、英語でやっこすつとこで説明して、そっちへ行くなら足ひれをつけろと言って聞かせるんですけども、島の中でどこが潮が速いかという、危険な場所というのは知っていると思うんです、地元の人たち、海面利用の協議会の方たちもね。なので、島内何か所か、ルールづくりと併せて看板、英語つきでやっていてもらいたいと思うんですけども、課長、いかがですか。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） 先ほど、岩崎議員のほうからのご質問もありましたけれども、まずはやはり事故を防ぐための方策として、各海岸の特徴というか危険な箇所もあると思いますので、そういったところは再度、関係者の方にもいろいろ意見を聞きながら、ルールのほうはつくっていききたいなというふうに思います。

外国人の方が、私、最近あまり海岸に行かないものなので、外国人の方がどこでどう泳いでいるかということまでは把握はしておりませんでしたけれども、そういった注意喚起がこういった形でできるかというのも検討します。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） なかなかしょっちゅう見に行くこともできませんよ。僕は乙千代ヶ浜に近いからしょっちゅう行きますよ、夕日を眺めに。そうするといっぱいいるんです、外国の方たちが。

だから、ちょっとでいいじゃないですか、そんな大きなでかかとした看板でなくても。それをちゃんとお知らせするものをどこかにつけておいてもらえればなということをお願いしているんです。

○議長（奥山幸子君） 産観課長。

○産業観光課長（高野秀男君） どういった形が有効的なのかということも考えて、前向きに検

討します。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

5番。

○5番（沖山恵子君） 22ページの小学校費の特別支援介助員報酬が186万マイナスになっているんですが、どなたか介助員の方がお辞めになったのか、障害のあるお子さんが減ったのか、どんなことなのか教えてください。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 今回は、お子さんが減ったために学校の教員で対応できるというところで、もともとつけておりました報酬を減額させていただきました。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 念のためにお聞きしますが、親御さんの転勤等で減ったのか、それとも島じゃ無理ということで都内のほうの専門的な学校に転校されたとか、その辺のことをもし分かったら教えてください。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） その詳細は、後ほど調べて回答させていただきたいと思います。今、ちょっとデータがございません。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） もう一点、すみません。今度は中学校費のところ、一番下に18万円損害賠償金とあるんですが、事故か何か起きたのでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 損害賠償金となっているんですけれども、学校等、体育の授業等でけがをされると保険で治療費は支出されます。

それ以外に、こちらの医師の判断で島外の通院が必要だったといった場合の交通費を補償するもので、損害賠償費と書いてあるんですけれども、交通費を補償するものでございます。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） じゃ、何もないけれども一応予算を取ったということなのか、損害賠償まで至っていないんですけれども、何かあって、その交通費を補償しますと、スポーツ何か保険では間に合わない分をとということなのか、その辺はどうなっていますか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 通院されていた方が、通院が終了して交通費等の証拠になる書類

等を出された時点で、まずはこの補正をかけてその金額を確保します、その交通費の部分ですね。

そうしたら、その金額で今度は和解といいますか、和解という形で結んで、今度はもう一度議会に議決を求めて、それで成立ということになります。その流れの一環でございます。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） じゃ、まだ途中だけれども、もめてはいないけれども、何かしらの事故のようなことがあったということで、この詳細については今後また教えてくださるということですね。了解しました。

○議長（奥山幸子君） 1番。

○1番（宮崎陽子君） 25ページなんですけれども、6の保健体育費の備品購入費のところの聖火リレートーチ購入につきまして、前回、議会運営委員会のほうで質問があったかと思えます。その経緯と、今後、住民の方にどのようなご案内をされるのか、お願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） これは、聖火リレーが行われて、研修室でも展示したんですけれども、トーチを購入するものでございます。

このトーチ購入に当たりましては、2度の募集がありまして、当初は2年ぐらい前にあったんですけれども、そのときは聖火ランナーの方のみの購入でございまして、その当時はまだこういうコロナ禍になるとかそういう予想もできていなくて、恐らく日本全国でこのトーチはありふれたものになるだろうということで、購入申込みはしなかったんです。

今回、実際やったところコロナ禍で、オリンピック開催都市で聖火リレーを公道でできたのは、大島を除く伊豆諸島の町村と小笠原のみというところで、これは特異な例になるというところで、聖火リレーを実際に行ったものを購入して、これから後世に伝えるといいますか、こういうことで八丈はできたんだというところを伝えていかなければならないのかなという象徴として購入させていただきました。

今後は、実際は小・中学校の生徒・児童さんも聖火リレーの応援に来るところだったんですけれども、それもコロナ、緊急事態宣言が入りましてできないというところで、まずは展示を各学校に見てもらって、いろいろこういう状況で八丈島では聖火リレーを行ったということ伝えていきたいというふうに考えております。

○議長（奥山幸子君） 1番。

○1番（宮崎陽子君） ありがとうございます。

学校のほうをメインにということで見えていただくということなんでしょうか。また、一般の方に関してどのようなご案内があるのか教えてください。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） まず、小・中学校の展示を考えておりまして、その後一般公開という形になると思うんですけれども、そのところは今からもう少し、展示の方法等は公開の仕方を考えていきたいなと思っております。

○議長（奥山幸子君） 3番。

○3番（山下則子君） 今のトーチの購入の件なんですけれども、14万円というのはオリンピック、パラリンピック、2本分で14万ということですか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） オリンピックの分でございます、パラリンピックは聖火リレーは行われません。

この14万というのは、トーチのみですと7万3,000円ぐらいなんですけれども、それに台をつけて、あと展示ケースの金額も入っています。それで14万というところです。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

9番。

○9番（岩崎由美君） 才さんがこれについて質問するかと思っただけで、ちょっと伺います。

本来、トーチだけだと七万数千円だったと思います。今、もうそのニュースが消えちゃっているんですけれども、全国で1万人、ランナーがいて、その人たちに一応売ろうと。1万人掛ける7万円で大体7億円ですよ、これがやはり準備委員会でしたか、の収入になると。コロナで無観客でかなり減収した中で、7億は大きいのかなと思いますけれども、多分、副議長がこれを皆さんに提案して、最初、いろいろ使える、学校の運動会とかで使ったら子供たちが楽しいだろうなという思いで多分提案されたと思うんですが、どうもそうじゃないということで、どんな形で利用ができるかちょっと教えてください。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） これは、オリンピック組織委員会との同意事項でありまして、オリンピック・パラリンピックを公開するためのみに使うという条項がありまして、そのトーチを小・中学校の運動会とかそういうところでは使えない縛りがございます。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） そうなると、そのうち町長室にずっと置いておくようなことにもなりかねないのかなと思うんですが、ここで皆さんでどうする、こうするという話ではないかと思うんですが、最初の思いとは大分違ってたと。

八丈町でも、トーチを購入したランナーの人がいるようなんですが、本人にとってはすごくいい記念になると思います。だけれども高いと言っていました。

そういうことで、私はちょっともったいないかなという気もします。ただ、皆さんでよく、執行部の方で議論して、八丈町にとっていいことなのか検討して決めていただきたいなと思うんですけれども、なかなかいろいろ予算がない中で難しいかもしれない。難しいというのは、ごめんなさい、ちょっともったいないかなという気もします。ほかの議員の皆さんがどう考えていらっしゃるかわからないけれども、一応そういうふうに私は感じているので、それを申し上げました。

そうすると、もうとにかく展示しかできないということですね。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） はい、そのとおりでございます。

○議長（奥山幸子君） 11番。

○11番（廣江 才君） 私も、もう今日はおとなしくしようということで、非常にこの件に関しても黙っていようと思ったんですけれども、はっきり言って、今の答えを聞いてみると、何かもう無理やり買ったような、全然何の意味もなく、町として、実際このオリンピックそのものを辞退する者、もうかなり出た、芸能関係の方とかいろんな方がいるわけですよ。

ということは、全体が反対というわけじゃないですけれども、そういうものをね、金額の多寡じゃなくて、本当に八丈町が必要としているのかどうか。そういうものに予算を振り分けることが適当なのか、ちょっとお考えを聞かせてください。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 確かに、このオリンピックの開催につきましては賛否両論ありまして、開催したことが果たしてどのような評価をされるのかというのは、今の時点では私どもも迷っているところでございます。

ただ、オリンピックが開催されて聖火リレーを行えたのは、先ほど申しましたけれども、伊豆諸島と小笠原のみであるというところで、その部分は後世に残していかなければならないのかなと考えております。

その評価に関しましてはまだちょっと、果たしてオリンピック開催の是非はこの場でちょ

っとお答えできないんですけれども、その部分に関して、後世にその象徴として伝えていかなければならないのかなという思いで購入させていただきました。

○議長（奥山幸子君） 11番。

○11番（廣江 才君） 確かに評価は後から出るものなんですけれども、現状、たまたまなんですけれども、コロナがちょうどオリンピックに合わせたように増えて、もう5,000人を超えるほどになって、最近終わったと思ったら途端に少なくなっている。これは、実際にどういう関係があるかどうかは我々も分かりませんが、やっぱりある意味で菅さんの強引さというか、そういうものに対して非常に我々も、変に胸の中が嫌な感じがしているわけなんですけれども、そういうものに関して、これをたたえるというか、何か記念にするというそのものの発想がちょっと私には理解できないという、それだけですけれども、一応それだけは言うておきます。

○議長（奥山幸子君） 分かりました。

13番。

○13番（浅沼憲春君） 昨日に続きまして、私が町長に頼んだことがこんな騒がれると思わなかったんですけれども、11番議員は、オリンピックとパラリンピックに興味がないと思いますので、多分こういう意見だと思います。

それで、私は、子供とか先生とか、あと聖火リレーに申し込んで外れた方がやっぱり聖火を持ちたいとか写真を撮りたいという要望がありまして、それでちょっと調べましたら、ランナーと自治体が購入できるというのを知ったので、町長に押しかけて無理やりこういう予算を組んでいただきましたので、すみませんけれども、皆さんで、議員の方も役場の職員の方も、何かそういううまく使えるようなことを考えていただいて有効に使っていただければよろしいでしょうか、11番議員。

すみませんがそういうことで、ご迷惑かけたようなことすみません、どうも。

○議長（奥山幸子君） 町長、どうぞ。

○町長（山下奉也君） 本当に要望も強くて、またオリンピック自体の問題もありますし、これが開催されてどうのこうのとかいろんな問題があります。そういう中で、東京で50年ぶりに開催されるということで、以前は島には聖火が来なかったという部分もあります。そういうことで、当初、小笠原を含めて聖火を誘致したわけです。

そういう中で、実際、八丈で聖火が実施されるときもいろいろ読売新聞でも話題にもなりましたけれども、聖火が走る島のランナーの方たちも、私の報道を見て、町長、何で反対、

反対というかやめるんだと、そういうことじゃなかったんですけども、そういう思いも含めて、このトーチが今すぐじゃなくて、やはり前回の大会でも、50年後とか、生存している方のすごく思いというのは、聖火、トーチ1本に対しても、オリンピックが開催されたことの意義といえますか、そういう部分も含めて、これが50年後とかそういうときに島へ来たという部分で、ぜひご理解をいただきたいなと思います。

運動会で走るとかそういうことはできませんけれども、実際、子供たちが沿道で応援できればなお意義も深かったと思うんですけども、見られなかった部分も含めてご理解いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（奥山幸子君） よろしいですね、11番さん。

（廣江議員「はい」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 先ほどの介助員の、生徒さんが入る予定だったのが途中で転勤したのかと、どういう状況での減かというところでございますが、新小学1年生のお子さんを予定しておりましたが、そのお子さんが入れなかったというところでございます。

○議長（奥山幸子君） 5番さん。

○5番（沖山恵子君） 入らなかった理由はもともとの転勤だったのか、入る予定だったのに入らなくなったということは……、いや、今、島ってすごく障害者の方が増えていて子育てしやすいということで、八丈にわざわざ両親ともに引っ越していらっしゃるという方もいると聞いているんですね。その中で、島から障害者の方が出ていくというのは、何かもう島の小学生、中学生の障害者に対する福祉とか扱いとかそれに、やっぱり違うのかなというので入らなかったのか。本当に純粋に親御さんの転勤の理由で、島に入りたかったけれども出ていかざるを得なかったのか、その辺のところは分かるとうよかったのですが、そこまで詳しいことは分からないということなんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） なかなか理由に関しまして、これを今申し上げますと個人の特定にもなりますけれども、入る予定だった方が、例えば転出じゃなくてほかの学校に転校したとかそういうケースの、親御さんの意向でとかそういうケースもありますので、大変申し訳ないんですけども、1年生の入る予定だった子がその学校に入らなかったということをお願いしたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 26ページ、最後までですが、ほかにご質問ありますか。



9番。

○9番（岩崎由美君） 小・中学校費のところなんです、具体的な内容ではないんですけども、先ほどのワクチンの抗体を調べるといってお話もあったんですが、いろいろ合宿で、最近いろいろ緩和されて合宿で島外に行った、帰ってきたお子さんが、やっぱり保護者の方がコロナにかかっているのではないかとすごく不安になって、ぜひ抗原検査とか受けたいということで、多分これサッカーだから八高かもしれないんですけども、ある福祉団体の人が自腹でその子たち全部の検査をしてくれたそうなんです。そういった民間の方に依存するだけでは、やはりどうなのかなというところもありますので、今すぐお答えにならなくてもいいんですが、例えば島外にそういった公的な行事で行った学校の子供たちに対して、何らかの抗原検査もしていただけるようになったらいいなと思うんですが、ちょっと予算もかかることなので即答できないと思います。いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） それじゃ、情報提供でございますけれども、文部科学省、国から抗原検査のキットを配布するということで私ども申し込みまして、6セットで、1セット30回分入っておるのを各校に2セットずつ配布する予定でございます。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） その数で、大体そういったことは賄えそうな数なんですか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 濃厚接触者がどこまで広がるかというところで何とも言えないんですけども、緊急の措置として文部科学省がそういう対応を取ったというところがございます。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

9番。

○9番（岩崎由美君） 先ほど私が言ったのは、かかっているかもしれないというよりも、行った子供たち全員にそういうことができたなら、PTAとか父兄の方も安心するのではないかなという話なので、どういう人がその検査ができるのかというのは、何かいろいろ制約とかあるんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） その検査キットに関しては、学校の判断で随時使っていただけます。ただし、民間といいますか、公的の検査ではありませんので、そこで陽性となつた場

合には、実際にもう一度PCR検査を受け直して、それから保健所の指示に従うということになると思います。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） それは、学校の判断でできるということは非常にいいことだと思いますので、なるべく広い範囲で子供たちが受けられるようにしていただければと思います。

恐らく、PTA会長とかいろんな人とそういう話を今後するとおっしゃっていたので、またもしそういう意見が来たら、ぜひそのようなご対応をお願いいたします。要望です。

○議長（奥山幸子君） ほかに、予備費まで、最後までですがよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第2、議案第53号 令和3年度八丈町一般会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

ここで休憩といたします。

25分まで休憩といたします。

（午前10時10分）

---

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時25分）

---

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第3、議案第54号 令和3年度八丈町介護保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） それでは、書類番号の4番をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

議案第54号 令和3年度八丈町介護保険特別会計補正予算。

令和3年度八丈町の介護保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,071万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,580万2,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○福祉健康課長（奥山 勉君） はい。

令和3年9月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

5 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

5款支払基金交付金218万8,000円の増。こちらにつきましては令和2年度の給付費の実績による追加交付分でございます。

8款繰入金789万4,000円の増。こちらにつきましても同じく令和2年度の給付費の実績による追加交付分でございます。

9款繰越金2,062万8,000円の増。こちらにつきましては令和2年度の決算による令和3年度への繰越金でございます。

以上、歳入合計、補正前の額が10億6,509万2,000円、補正額3,071万円、計10億9,580万2,000円となります。

6 ページをお願いいたします。

こちらは歳出となります。

1款総務費については、コロナの影響による出張中止の旅費分を需用費等への組替え、こちらを行ったものでございます。

4款基金積立金。令和2年度決算による基金への積立金でございます。すみません、補正額が1,105万円でございます。

5款地域支援事業費につきましても、こちらもコロナの影響による出張の中止の旅費分を需用費等への組替えをしたものでございます。

7ページに移りまして、6款諸支出金1,966万円の増。こちらについては決算によります国や東京都、町の負担金が確定して、歳入として多くもらっている分の返還金等となります。

8 ページをお願いいたします。

以上、歳出合計、補正前の額が10億6,509万2,000円、補正額3,071万円、計10億9,580万2,000円となります。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第54号 令和3年度八丈町介護保険特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第4、議案第55号 令和3年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ただいまの介護の黄色の用紙の次になります。

1 ページをお願いいたします。

議案第55号 令和3年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算。

令和3年度八丈町の後期高齢者医療特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億699万2,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） はい。

令和3年9月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入歳出とも項の補正額で説明申し上げます。

歳入。

5款1項繰越金6万円の増。前年度の繰越金でございます。

ということで、歳入合計、補正前2億693万2,000円、補正額6万円の増、計2億699万2,000円。

下、次のページをお願いいたします。

歳出について。

5款2項繰出金6万2,000円の増。前年度の繰越金を一般会計へ繰出したいたします。

その下、6款1項予備費2,000円の減。

ということで一番下、歳出合計、補正前2億693万2,000円、補正額6万円の増、計2億699万2,000円。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第4、議案第55号 令和3年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第5、議案第56号 令和3年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ただいまの後期の続きになります。ピンク色の次のところになり、1ページをお願いいたします。

議案第56号 令和3年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算。

令和3年度八丈町の国民健康保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,587万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,475万7,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） はい。

令和3年9月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いいたします。

後期同様、項の補正額で説明申し上げます。

歳入。

1款1項国民健康保険税972万6,000円の減。申告を受けて、本算定により所得割等が減でございます。

その下、6款1項他会計繰入金75万5,000円の増。4節の職員給与費等の科目の中に、歳出で計上している連合会負担金の対応分がありまして5万5,000円の増。その下、その他一般会計繰入金としまして、歳出の特定健康診査事業対応分で70万円の増でございます。

次のページにまたがりませんが、7款1項繰越金5,484万9,000円の増。前年度の繰越金でございます。

ということで、一番下、歳入合計、補正前11億9,887万9,000円、補正額4,587万8,000円の増、計12億4,475万7,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出に変わります。

1款1項総務管理費5万5,000円の増。国民健康保険団体連合会負担金分でございます。

5款1項特定健康診査等事業費70万円の増。特定健診保健指導委託料が70万円の増でございます。

その下、8款1項償還金及び還付加算金4,512万3,000円の増。1目の一般被保険者保険税還付金で100万円の増、3目の償還金、こちらは都への返還金となりますが4,408万3,000円の増、4目一般被保険者への還付加算金で4万円の増となります。

次のページの一番下になります。

歳出合計、補正前11億9,887万9,000円、補正額4,587万8,000円の増、計12億4,475万7,000円。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

4番。

○4番（山本忠志君） すみません、ちょっと聞き逃したので確認なんですけれども、歳入の部で国民健康保険税の減額補正ということなんですけれども、この主な理由については、今まであった資産割とか収入割とかの絡みになるんでしょうか。もうちょっと詳しく説明していただけますか。

○議長（奥山幸子君） 税務課長。

○税務課長（福田高峰君） 資産割はゼロになったんですけれども、それ以外に一番大きい影響というのは前年度の所得割、これが減りました。これは、所得割の基礎となる課税標準額になるんですけれども、それが2億5,200万ほど減っておりまして、それが大きい原因になります。

以上です。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第5、議案第56号 令和3年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第6、議案第57号 令和3年度八丈町水道事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長(菊池 拓君) 書類番号5をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第57号 令和3年度八丈町水道事業会計補正予算。

総則。

第1条、令和3年度八丈町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(「文言省略」の声あり)

○企業課長(菊池 拓君) はい。

令和3年9月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

7ページをお願いいたします。

令和3年度八丈町水道事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入です。

1 款水道事業収益、1 項営業収益2億1,175万2,000円の減。2 項営業外収益2億1,175万2,000円の増。こちらは、コロナウイルスによる経済支援のための水道料金補助金について、給水収益で計上しておりましたが、総務省の指摘により一般会計補助金に組み替えるものです。

次に、支出です。

1 款水道事業費用、1 項営業費用330万円の増。

次のページをお願いいたします。

こちらは、配水及び給水費の施設伐採委託料の減。業務費については、PCB処分委託料が増となります。

次のページに移ります。



資本的収入及び支出。

支出です。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、増減なしです。こちらは、旅費の減と備用品費の増となります。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

2 番。

○2 番（浅沼隆章君） 水の 8 ページの PCB 処分委託料なんですけれども、ポリ塩化ビフェニルの処分ですね、こちらの内容について教えてください。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） こちらは、浄水施設とかで電気の設備はいろいろあるんですが、こちらで使っていました電気関係の部品に PCB が含まれていまして、そちらは今使っていないんですが、保管していたものを今年度で処分する費用となります。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第 6、議案第 57 号 令和 3 年度八丈町水道事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第 58 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第 7、議案第 58 号 八丈町国民健康保険条例の一部を改

正する条例を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 書類番号6番をお願いいたします。

議案第58号 八丈町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和3年9月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出いたします。

次のページをお願いいたします。

八丈町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

八丈町国民健康保険条例の一部を次のように改正するというので、内容につきましては出産育児一時金についてでございます。

例として、現在、産科医療補償制度が適用される町立八丈病院で出産された場合、40万4,000円に1万6,000円を加算した42万円を支給してございます。

当該制度の産科医療制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に令和4年1月1日から引き下げられることに伴いまして、加算金もそのままですと1万2,000円に引き下げられると4,000円少ない41万6,000円になってしまいますが、少子化対策の重要性に鑑み、支給総額の42万円を維持するべきということで、40万4,000円を40万8,000円に改正して1万2,000円を加算すると42万円を維持するというので、現行より少なくならないように改正するものでございます。

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第58号 八丈町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第8、議案第59号 八丈町火災予防条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、消防長。

○消防長（菊池邦彦君） ただいまの健康保険条例の次に当たります。

議案第59号 八丈町火災予防条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和3年9月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部が改正になったことに伴い、条例を改正する必要があるため本案を提出いたします。

次のページをご覧ください。

八丈町火災予防条例の一部を改正する条例。

八丈町火災予防条例の一部を次のように改正する。

この改正の内容ですが、条例第11条の2、急速充電設備に関する条項でございます。

急速充電設備の出力上限を50キロワットから200キロワットに省令のほうで改正になったため、八丈町火災予防条例で条例第11条の2の急速充電設備の条項を上限200キロまでに拡大したものでございます。

この急速充電設備というものは、電気自動車の充電設備のことでございます。現在、八丈町には急速充電設備は整備されておりませんが、将来、電気自動車が普及することに伴い整備される可能性があるため、今回の条例改正となっております。

施行日です。公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第8、議案第59号 八丈町火災予防条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第9、議案第60号 中道伊郷名線道路改良工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 書類番号の7をお願いいたします。

議案第60号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約。

上記議案を提出する。

令和3年9月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約。

中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）施工のため、下記のとおり請負契約を締結する。  
記。

1、契約の目的、中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、金1億3,145万円。

4、契約の相手方、東京都八丈島八丈町三根418番地1、菊次建設株式会社、代表取締役、菊池 究。

支出科目については省略をいたします。

工期は令和4年3月24日となります。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

内容につきましては建設課長から説明を申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 資料のほう、めくっていただきまして、裏面の図面をご覧いただきたいと思います。

中道伊郷名線道路改良工事。

施工内容ですが、右側の枠内に書かれてあるものを朗読いたします。

施工内容。

線形改良部につきましては、施工延長が60.4メートル、舗装延長としては35メートル、幅員が5メートルとなっております。

のり面改修部が1か所、ロックボルト併用吹付法枠。ロックボルトにつきましては、7.5メートルが303本、吹付け枠につきましては幅300ミリのものが948.0メートル。

枠内の厚層基材吹付け工が、厚さ5センチで485平米となっております。

よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第60号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第10、議案第61号 表層浮魚礁M-4型（シンカー版）資材購入契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） ただいまの次のページになります。

議案第61号 表層浮魚礁M-4型（シンカー版）資材購入契約。

上記議案を提出する。

令和3年9月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いします。

表層浮魚礁M-4型（シンカー版）資材購入契約。

表層浮魚礁M-4型（シンカー版）資材購入のため、下記のとおり購入契約を締結する。  
記。

1、購入の目的。平成26年度に設置し、令和2年度に安全性、耐久性の低下により撤去した浮魚礁を入れ替えることにより、漁獲量の増大を図ることを目的とする。設置については、令和4年度の予定である。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、金4,135万3,950円。

4、契約の相手方、東京都墨田区押上2-8-2、岡部株式会社海洋事業部、事業部長、横山貴司。

支出科目については省略をいたします。

納期は、令和4年3月25日となります。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めます。

内容につきましては産業観光課長から説明をいたします。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） それでは、裏面のほうをお願いいたします。

裏面が、今回の浮魚礁の購入するものの詳細図になります。

浮魚礁本体の大きさにつきましては、横が2.3メートル、縦が7.5メートル、FRP製になります。これはあくまでも浮いている部分の礁体の大きさになります。

これまでに設置していた浮魚礁より、礁体部分、海上に浮いている部分になるわけなんですけれども、浮遊する部分なんですけれども、こちらはサイズが大きく、海流の中での沈みにくい仕様となっております。

これまで入れてきた浮魚礁に関しましては、耐用年数は約5年だったんですけれども、今回の浮魚礁に関しましては、耐用年数はその倍の10年というふうに考えております。

設置につきましては、来年度になりますけれども、設置する場所に関しましては、小島の南西約8.6キロの地点を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

11番。

○11番（廣江 才君） ちょっとお尋ねしますけれども、浮魚礁、あまり私は海のことは分かりませんが、実際に今までも浮魚礁を作っていると思うんですけれども、実際どうなんですか、それによって本当に漁獲量上がっているのかどうか。その辺ちょっと教えてくださいませんか。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） 浮魚礁を最初に設置したのが平成14年になります。その頃は、黒潮もそうなんですけれども、非常に引き縄漁がまだまだ盛んといえますか、春先には漁に出ればカツオも非常に豊漁のときでした。そういったことで、浮魚礁を設置したことによって、そこに行けば大体、浮魚礁がついているだろうというふうなところで、漁も非常に活発に來られたというふうに聞いております。これまでに16基設置してきております。

ただし、最近の状況に関しましては、ご存じのように非常に海の状況も変わってきております。年々、引き縄漁のほうも漁獲量が減っておりまして、昨年度の漁協さんの引き縄漁の水揚げなんですけれども、数量は14万6,678キロ、水揚げ金額は約8,600万というふうな状況になっております。

最近は、やっぱり海の変化もあってということで、引き縄の漁自体は非常に減ってはいる

んですが、それでも浮魚礁を設置することによって、なるべく燃料代とかそういった負担も減らすというふうな非常に効果的な部分もございますので、それを有効活用して引き縄漁業を今後も続けていくということが浮魚礁設置の狙いになっておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（奥山幸子君） 11番。

○11番（廣江 才君） 当然、これは必要なことだと思いますけれども、私はもっと心配というか、さっき海が、この間も調査すると前の議会で言ったんですけれども、テングサとか、今もう全然取れない状態なんですけれども、そういったものが単なる温度だけなのか。それから、稚貝関係の放流も今はやっていないのかな。だから、そういうやつのほうを何か予算をかけて考えてもらえないかなと思って、ちょっとこういうのをお尋ねしただけなんですけれども、その辺ちょっと分かれば。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） 現在は、トコブシの稚貝放流のほうもやめている状況です。

毎月、農林水産総合センターの水産部門の方との会議があるんですけれども、その中で、今年の夏もそういった海の調査をやった報告もございました。テングサ、トコブシに関してはほぼないような状況です。一番の要因としましては温暖化が影響しているだろうと、そういったところで報告を受けています。

やっぱり毎年、そういった調査もやって、水試のほうもやっておりますので、そこに私たちも、一応毎年モニタリングという形で町も実施しておりますけれども、なかなか海況が戻らない限りは、これまでやっていたような事業を復活させるのは難しいなというふうに思っております。

○議長（奥山幸子君） 11番。

○11番（廣江 才君） 非常に難しいと思うんですけれども、これからやっぱり調査費関係、ちょっと予算を設けてもらって、それからあと都の水産試験場も、都のやつとも話し合っ、何かいい方法はないかとか、そういうのをちょっと考えてもらえればありがたいと思うんですけれども、要望です。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。



討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第10、議案第61号 表層浮魚礁M-4型（シンカー版）資材購入契約は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第11、議案第62号 電源照明車購入契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） ただいまの次のページになります。

議案第62号 電源照明車購入契約。

上記議案を提出する。

令和3年9月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いします。

電源照明車購入契約。

電源照明車購入のため、下記のとおり購入契約を締結する。

記。

1、購入の目的、配備から31年経過し、老朽化が著しい三根分団の電源照明車を更新することにより、夜間の災害活動の万全を図ることを目的とする。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、金3,688万739円。

4、契約の相手方、東京都八丈島八丈町三根352番地1、株式会社赤松自動車工場、代表取締役、赤松正吉。

支出科目については省略をいたします。

納期は令和4年2月28日となります。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めます。

内容につきましては消防長から説明いたします。

○議長（奥山幸子君） 消防長。

○消防長（菊池邦彦君） 資料7の最後のページ右の車両の図面のところをご覧ください。

現在、三根分団に配備されている照明車が老朽化のため、照明装置、車両ともに老朽化が著しいため代替更新をしたいものであります。

全長は約5メートル81センチ、高さが2メートル90センチ、幅が1メートル90センチの車両となっております。

図面の上のほうの丸の部分が、今回の照明装置であります。照明装置は車両のP T O装置を介して駆動するものでございます。後部の天井から伸縮式の照明装置をリモコンで操作する方式で、地上高約5メートル以上の高さまで伸びる設計となっております。この丸の中に2つありましてLEDの2灯式、約100メートル先で130ルクスの明るさを確保して、消防団員の夜間の災害活動の安全を図るものでございます。

説明は以上です。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

2番。

○2番（浅沼隆章君） これの納入が2月28日という形で今、お話があったと思うんですけども、三根分団の電源照明車は相当古くて、なるべく早めに納入していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 消防長。

○消防長（菊池邦彦君） この2月というのは各メーカーさんと協議したところで、おおよそ2月ぐらいまで納期をいただきたいという形で2月の設定になっております。今後また契約が確定しましてから、業者さんと協議したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） 納入がそこでしか間に合わないということであれば、現状の電源車のほうをしっかりと整備していただいて、今からちょうど火事が多くなったりとかもする時期だと思いますので、そのときに夜間に照明車が使えないというところも相当被害が出る可能性もありますので、ぜひその整備のほうよろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 消防長。

○消防長（菊池邦彦君） 年に何回か修繕とかいう形で修理屋さんに出しては、できるだけ使用できないような環境をつくらないように整備していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

11番。

○11番（廣江 才君） これ、買うということならしやうがないんですけども、大きさが6メートル弱の幅が2メートル弱だと。町道を走らせて、消防車を置いて、実際使い勝手はどうなんですか。その辺が、もうちょっと小型のものは考えられなかったかなと思って。

○議長（奥山幸子君） 消防長。

○消防長（菊池邦彦君） これが東京都の補助金の基準で大型と小型という形で分かれていて、東京都の基準が全長6メートル以内、全幅2メートル以内、高さ3メートル以内というふうになっています。基本的に今の消防のポンプ車と同じぐらいのサイズになっております。現場のほうではそれほど支障はないかなというふうに私どものほうでは考えております。

○議長（奥山幸子君） 11番。

○11番（廣江 才君） という事は、ほとんど町道に入るのは問題ないというふうに考えているわけですね。

○議長（奥山幸子君） 消防長。

○消防長（菊池邦彦君） 町道でも、消防のほうでは特に支障がないというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第11、議案第62号 電源照明車購入契約は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第12、議案第63号 八丈町土地改良事業計画（中之郷銚子の口ため池改修工事）の策定についてを上程いたします。

説明、産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） それでは、書類番号8をお願いします。

議案第63号 八丈町土地改良事業計画（中之郷銚子の口ため池改修工事）の策定について。上記議案を提出する。

令和3年9月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

土地改良事業の開始に当たり、土地改良法第96条の2第2項の規定により、本案を提出します。

裏面をお願いいたします。

こちらが中之郷銚子の口ため池改修工事の平面図となります。

この道路なんですけれども、左側が末吉のほうに行く、右側が中之郷に行く、中之郷方面になります。銚子の口は、紫と緑とピンクで示したところが今現在のため池の位置になります。

中之郷銚子の口は、大正7年頃に築造された土の堰堤の農業用ため池となっております。受益面積は13ヘクタール、受益者数は155人。地域農業の貴重な水源としての役割を担っているため池で、堰堤の一番高いところは都道が通っており、重要な生活道路でもございます。

本ため池は、築造から100年以上経過し老朽化も著しく、東京都の防災重点ため池にもなっており、水害などの被害を未然に防ぐ観点から防災工事を行うとともに、農業用水機能の保全を図ってまいります。

計画内容ですけれども、今年度に関しましては、実施設計に関わるボーリング調査用及び池底の調査を実施するための仮設工事を行います。令和4年度は、本工事を実施するために、ため池内部に仮設道工事及び仮締切工事などの仮設工事を主体に施工いたします。令和5年度から7年度で、堤体の本体改良工事を実施設計に基づき実施してまいります。

現在のところの総事業費に関しましては5億7,370万円。なお、この事業に関しては、国と都の75%の補助を頂いて実施する事業となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第12、議案第63号 八丈町土地改良事業計画（中之郷銚子の口ため池改修工事）の策定については、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第13、議案第64号 八丈町土地改良事業計画（大賀郷地区畑地灌漑施設改修工事）の策定についてを上程いたします。

説明、産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） それでは、次のページをお願いいたします。

議案第64号 八丈町土地改良事業計画（大賀郷地区畑地灌漑施設改修工事）の策定について。

上記議案を提出する。

令和3年9月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

土地改良事業の開始に当たり、土地改良法第96条の2第2項の規定により、本案を提出します。

それでは、次のページをお願いいたします。

こちらが大賀郷地区の畑地灌漑施設改修工事の予定場所となっております。

大賀郷地区畑地灌漑では、受益地での施設化や新規就農が進んでおり、農業用水の安定供給は必要不可欠です。しかし、パイプラインについては整備から40年以上が経過し、経年劣化が進んでいます。このような状況から、農業生産の維持、農業経営の安定及び営農環境の向上等を目的として、新ルートを踏まえたパイプライン等の整備を実施いたします。

計画内容ですけれども、令和3年度、今年度に関しましては、地元要望に対応した設計となっているかの確認をしながら路線測量を実施し、原則、道路下への埋設管となるよう、詳細に設計検討を実施いたします。令和4年度、都道を横断せざるを得ない箇所等については、道路占用許可申請などの合意形成を図るための調整期間といたします。令和5年度から令和7年度が実施設計の内容に基づきながら、送水管、配水管の改修工事を実施いたします。

総事業費は3億9,500万円、こちらも国と都の75%の補助を頂いて実施する事業でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） よろしいですかね。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第13、議案第64号 八丈町土地改良事業計画（大賀郷地区畑地灌漑施設改修工事）の策定については、原案どおり可決いたしました。

---

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第14、認定第1号 令和2年度八丈町水道事業会計決算

認定を上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企業課長。

○企業課長(菊池 拓君) 書類番号9をお願いいたします。

認定第1号 令和2年度八丈町水道事業会計決算認定について。

令和3年9月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度八丈町水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

まず、初めに管理者から決算の概要を申し上げます。

○議長(奥山幸子君) 管理者。

○公営企業管理者(佐々木真理君) 水道会計の決算認定のところではございますけれども、先に私のほうから、公営企業会計の決算認定をお願いするに当たりまして、全会計の概要を簡単にご報告させていただきたいと思っております。

特に資料はございません。後ほど課長のほうから細かい説明をいたしますので、その際に資料のほうはご確認いただければと思っております。

まず、公営企業会計の変更点といたしましては、令和2年度から水道、バス、病院の3会計に浄化槽設置管理事業会計が加わっております。

各会計の経営に関しましては、浄化槽会計を含め依然として厳しい状況が続いており、一般会計からの基準内、また基準外の繰入れをいただきながら均衡を保っているということに関しましては従来から変わってございません。そういった中で、令和2年度、1年を振り返ってみますとやはり新型コロナの影響が大きく、経営面も含め様々な面で一層厳しい状況となりました。

個別の会計の概要でございますけれども、まず水道会計でございます。水道料金につきましては、島内人口の減に伴い給水人口が減少していることに加え、観光施設や公共施設の給水量が減少したことにより、全体といたしまして500万円ほどの収入減となっております。

一方で、昨年6月から始まった水道料無料化制度によりまして、現年度の未収金がほぼ発

生しなかった。このことによりまして、減収幅というのは少し抑えられているところでもございます。

また、工事の部分でございますけれども、大規模事業でございます大川浄水場の改修に本格的に着手しておりまして、昨年度は造成工事を行ったところでございます。

水道事業につきましては、引き続き安心して使っていただける水の提供に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、バス会計でございます。

こちらは、コロナの影響をもろに受けているというのが現状でございます。特に貸切りにつきましては、前年度に比べ運行回数が半分以下という壊滅的な打撃を受けております。予約はあり、八丈島へ行きたいという需要はあるものの、緊急事態宣言などで余儀なくキャンセルをしてしまうという繰り返しが続いてございました。なお、バスパの売上げのほうでございまして、こちらでも7割減という状況でございました。

そういったこともございまして、乗り合いと貸切りを合わせた営業収入は2,700万円ほどの減収となっております。そのため、一般会計からの補助を例年以上に頂いてございます。

車両の部分でございますけれども、老朽化した乗合バスを更新してございます。正面にハイビスカス、カメの絵が描いてある華やかなバスでございます。皆様もご覧になったことがあるのかと思っております。

バス事業につきましては、観光需要の回復に期待しながら引き続き安全を第一に、利用者増に向けまして検討していくほか、効率的な運行に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、病院事業でございます。

まず、人材の部分でございますけれども、常勤の小児科医を4月に採用することができました。また、欠員が常態化しておりました看護師につきましても、おおむね定数どおりに配置することができてございます。しかしながら、薬剤師の中途退職などもございまして、やはり医療スタッフの確保については、今後も大きな課題として私どもも認識してございます。

また、昨年度は、今般の島内でのコロナ陽性者発生に伴い、感染症指定病院として、島外搬送も視野に入れた上での無症状患者または軽症者の入院の受入れというのも行っております。これによりまして、医療スタッフの負担も相当にあったものと考えてございます。

経営面でございますけれども、入院患者、外来患者が共に減少してございます。全体といたしまして、4,500万円ほどの収入減となっております。やはり島内でのコロナ発生に伴い、



受診控え等が影響しているものと考えられてございます。

資本的な部分でございますけれども、病院建物の改修、またCT等の高額医療機器の更新というのも行ってございます。

病院事業につきましては、引き続きコロナ対応にも注力をしながら運営に取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、浄化槽会計でございますけれども、これまでの事業形態を継続しており、令和2年度中に新規で浄化槽14基を設置し、また寄附1基がございました。これらを合わせまして全体で現在320基を管理運営しているところでございます。

浄化槽会計につきましては、公営企業会計となったことで経営状況が明確になりました。今後の方針を検討しながら取り組んでまいりたいと思っております。

私からの概要報告は以上でございます。

この後、水道事業の決算の詳細につきまして、課長のほうから説明させますのでよろしくお願いたします。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） それでは、水道事業会計決算書をお願いいたします。

水の1ページをお願いいたします。

令和2年度八丈町水道事業会計決算報告書。

収益的収入の決算額は4億8,407万4,416円でございます。内訳といたしまして、第1項営業収益2億6,824万546円は、31年度と比較いたしまして有収水量が290立米減少し、消費税抜きでは504万2,000円ほど減額となっております。

第2項営業外収益につきましては2億1,389万1,470円で、公営企業繰出基準内の一般会計補助金、水道料免除及び赤字補填に係る公営企業繰出基準外の一般会計補助金、長期前受金戻入、資本費繰入収益でございます。

第3項特別利益194万2,400円は、退職給付引当金戻入益、固定資産売却益です。

次に、収益的支出の決算額につきましては4億3,543万5,961円となりました。内訳といたしましては、第1項営業費用4億1,229万8,958円、これは職員の人件費、施設維持管理費、減価償却費、固定資産除却費が主なものでございます。

第2項営業外費用2,313万7,003円、これは企業債の利息、消費税納付額です。

次のページをお願いします。

資本的収入の決算額は6億440万4,500円で、内訳といたしましては、第1項企業債1億

3,200万円、第2項一般会計補助金4,637万8,000円、こちらは簡易水道事業に係る企業債の元金償還金及び大川浄水場改修事業に対するもので、公営企業繰出基準によるものです。第3項国庫支出金は6,147万3,000円、こちらは大川浄水場改修事業に係るものです。第4項都支出金は3億6,382万9,000円で、大川浄水場改修、配水管更新事業等に係るものでございます。

資本的支出の決算額は7億5,482万1,572円で、資本的支出の内訳としましては、第1項建設改良費6億2,266万6,535円で、主な工事としましては、配水管等布設工事その1ほか7件でございます。工事の状況は26ページに記載しております。

第2項企業債償還金1億3,215万5,037円で、2年度末の水道事業の起債残高は22億3,360万9,452円となっております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,041万7,072円は、当年度分消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金で補填いたしました。

次のページをお願いいたします。

損益計算書につきましては、1、営業収益、3、営業外収益、5、特別利益を合計した収益は4億5,962万3,429円で、2、営業費用、4、営業外費用を合計した費用は4億2,633万5,849円となり、差引き3,328万7,580円の純利益がありました。前年度繰越利益剰余金、その他未処分利益剰余金変動額と合わせると、当年度末未処分利益剰余金は5,941万9,572円となっております。

次のページをお願いいたします。

下の表の剰余金処分計算書（案）でございますが、当年度未処分利益剰余金5,941万9,572円のうち、令和2年度末純利益分3,328万7,580円を減債積立金へ積み立て、2,613万1,992円を資本金に組み入れるものでございます。

一般会計からの赤字補填繰入れもあり、令和2年度も黒字決算となりましたが、経営状況は厳しい状況が続いています。今後も安全で安定した水を供給するため、施設整備と維持管理等に万全を期しながら事業を行っていきますので、よろしくをお願いいたします。

続いて、八丈町債権管理条例第14条に基づき実施した令和2年度水道事業会計の私債権放棄についてご報告いたします。

平成29年度の破産1件、調定誤り1件、計2件896円の債権を放棄いたしました。

続きまして、令和2年度水道事業会計資金不足比率をご報告いたします。令和2年度についても資金不足はありませんでした。数値については、監査委員による令和2年度八丈町資

金不足比率審査意見についてでご確認ください。

以上で終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、資料のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

9番。

○9番（岩崎由美君） 決算審査意見の資料もいいですか。

○議長（奥山幸子君） こちらですね。

○9番（岩崎由美君） この中で、12ページで水道料金、非常に水道会計が厳しいというところで、最後のところに値上げを検討するなどしていかなければいけないというふうになっています。

町長は、なるべく値上げをしたくないというずっと思いがあったと思うんですけれども、これだけ厳しいとなかなか、どうなるのかなと思いますけれども、もし値上げを検討するときにはどのような段取りを踏んで値上げを検討されるか、ちょっと教えてください。

○議長（奥山幸子君） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（佐々木真理君） この意見書につきましては、私も読ませてというか、決算審査のときに意見としていただいております。料金改定につきましては、いずれしなければいけないだろうなという認識はございます。

私どものほうで、令和元年度に経営戦略というのをつくってございます、これは公開もされてございます。その中で、平成29年の時点でございますけれども、大体26%上げれば、この先数十年、数十年まではいかないんですけれども、30年間は安定していけるだろうということは出ているんですけれども、その当時の試算でございまして、その後消費税の値上げであったりとか、また今回の経済対策の水道支援、そういったこともありましたので、なかなか、いつやるというのが言えない状況にあると思っております。

そういった中ですが、我々もこの先の経営状況を見ますといずれしなければならぬと思っていますので、改めて我々も試算をしながら、皆様とご相談をする機会をいずれ設けていきたいというふうに考えてございます。今のところ、それくらいしか段取りについては申し上げられません。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

1 番。

○1 番（宮崎陽子君） 同じく決算審査資料のほうなんですけれども、6 ページと7 ページに  
わたりまして、薬剤師の件について質問いたします。

（「水道会計」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 水道会計なんですけれども、今。

○1 番（宮崎陽子君） 水道のみですか。

○議長（奥山幸子君） そうです。

○1 番（宮崎陽子君） 分かりました。失礼します。

○議長（奥山幸子君） ほかにないですか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですね、いいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第14、認定第1号 令和2年度八丈町水  
道事業会計決算認定については、原案どおり認定いたします。

ここで休憩といたします。

午後1時から再開いたします。

（午前11時33分）

---

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 1時00分）

---

◎認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第15、認定第2号 令和2年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） それでは、書類番号9の2枚目をお願いいたします。

認定第2号 令和2年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定について。

令和3年9月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

一般旅客自動車運送事業会計決算書をお願いいたします。青い紙の次のページになります。

1ページをお願いいたします。

令和2年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算報告書。

収益的収入の決算額は1億4,387万9,067円でございます。内訳といたしましては、第1項営業収益3,967万7,732円で、31年度と比較いたしまして税抜きで2,727万円ほど減収となっています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、乗り合い、貸切りともに収入減したことによるものでございます。第2項営業外収益につきましては1億329万6,882円で、主なものは一般会計補助金でございます。一般会計補助金につきましては、31年度と比較しまして2,500万円の増額となっています。第3項特別利益90万4,453円は、過年度の損益の修正によるものでございます。

次に、収益的支出の決算額でございますが1億4,106万6,505円となりました。内訳といたしましては、第1項営業費用1億4,074万6,777円、こちらは職員の人件費、車両維持管理費、運行管理費、減価償却費、固定資産除却費が主なものでございます。第2項営業外費用31万9,728円、こちらは企業債の利息、消費税納付額です。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出でございますが、資本的収入については、収入はありませんでした。資本的支出の決算額は2,859万6,982円となり、内訳は、第1項建設改良費、乗合バス1両の

更新を行いました。

第2項企業債償還金、2年度末の起債残高は360万720円で、31年度末と比較して760万8,360円減少しています。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,859万6,982円は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次のページに移ります。

損益計算書につきましては、1 営業収益、3、営業外収益、5、特別利益を合計した収益は1億4,128万7,572円で、2、営業費用、4、営業外費用を合計した費用は1億4,037万491円となり、差引き91万7,081円の当年度純利益がありました。

前年度繰越金、繰越欠損金を加えると、当年度末処理欠損金は617万2,796円となっております。

次のページをお願いいたします。

下の表の欠損金処理計算書案でございますが、2年度末処理欠損金617万2,796円を未処理のまま繰越しいたします。

令和2年度も新型コロナウイルス感染症の影響により減収となりましたが、引き続き安全・安心な輸送サービスを提供していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

続いて、令和2年度一般旅客自動車運送事業会計資金不足比率をご報告いたします。

令和2年度についても資金不足はありませんでした。数値については、令和2年度八丈町資金不足比率審査意見についてご確認ください。

以上で終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、資料のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

ありませんかね。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第15、認定第2号 令和2年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

---

◎認定第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第16、認定第3号 令和2年度八丈町病院事業会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 認定第3号 令和2年度八丈町病院事業会計決算認定について。

令和3年9月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度八丈町病院事業会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

それでは、先ほどのピンクの病院事業会計決算書をお願いいたします。

病1ページをお願いいたします。

令和2年度八丈町病院事業会計決算報告書。

収益的収入の決算額は14億396万9,244円でございます。内訳としましては、第1項医業収益6億7,930万3,503円で、31年度と比較いたしまして、消費税抜きで4,100万円ほど減収になっています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で外来の受診控えによる患者数の減、入院収益も外来受診控えの結果、減少したものと考えております。第2項医業外収益につきましては7億2,326万1,015円で、主なものは、東京都補助金、一般会計補助金、長期前受金戻入、資本費繰入収益で、令和2年度は国庫補助金も4,000万円ほど入っております。第3項特別収益140万4,726円は過年度の損益修正益でございます。

収益的支出決算額は13億5,935万5,523円となります。内訳といたしましては、第1項医業費用は13億2,870万2,790円、これは医師、職員の人件費、診療材料費、薬品費、施設維持管理費、減価償却費、固定資産除却費が主なものでございます。第2項医業外費用2,581万3,034円、これは企業債の利息、消費税納付額です。第3項特別損失は483万9,699円となります。

次のページをお願いいたします。

資本的収入決算額は2億3,464万2,000円。内訳といたしましては、第1項企業債9,510万円、第2項一般会計負担金7,774万1,000円、第3項都支出金5,630万1,000円、他会計補助金550万円でございます。

資本的支出の決算額は3億1,220万7,870円。内訳は、第1項建設改良費1億4,466万1,696円で、病院改修事業及び医療機器の購入費です。第2項企業債償還金1億6,754万6,174円で、2年度末の病院事業の起債残高は11億4,826万3,359円で、31年と比較いたしまして7,244万6,174円減額となっております。

資本的収入が資本的支出額に対して不足する7,756万5,870円は、当年度分損益勘定留保資金、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次のページをお願いいたします。

損益計算書につきましては、1、医業費用、3、医業外費用、5、特別利益を合計した収益は13億9,941万3,224円で、2、医業費用、4、医業外費用、6、特別損失を合計した費用は13億5,479万9,503円となり、差引き4,461万3,721円の当年度純利益がありました。前年度繰越欠損金1億3,054万8,716円を加えると、2年度末未処理欠損金は8,593万4,995円となっております。

次のページをお願いいたします。

下の表の欠損金処理計算書(案)でございます。2年度末未処理欠損金8,593万4,995円を未処理のまま繰越しいたします。

続いて、決算資料をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

収益的収支の31年度決算額との比較ですが、収益的収入で減額となったものは、入院収益1,324万4,000円、外来収益3,126万6,000円、一般会計負担金705万2,000円、その他医業外収益870万4,000円、長期前受金戻入333万6,000円、特別利益4,027万2,000円の減となります。

増加したのものについては、その他医業収益308万2,000円、都補助金1,161万5,000円、一般



会計補助金 1 億4,880万円、資本費繰入収益591万8,000円、国庫補助金4,089万2,000円の増となります。

収益的支出については減額となったものは、材料費1,280万9,000円、研究・研修費197万9,000円、減価償却費969万5,000円、支払利息262万8,000円、雑支出206万1,000円の減となります。

増額となった主なものについては、職員、医師を合わせた人件費3,501万4,000円、経費465万3,000円、資産減耗費359万3,000円、特別損失479万1,000円の増となります。

次に、7ページをお願いいたします。

年度末の職員配置の状況ですが、2年度末と比較しまして、一般事務1名、看護師3名、准看護師1名、助産師1名、栄養士1名が増員となっていますが、薬剤師2名減となっています。

次に、資料の10ページをお願いいたします。

未収金の状況ですが、2年度末の未収額は2億6,360万98円です。

病院事業につきましては、令和2年度純利益を確保しましたが、医業損失は増加しており、厳しい経営状況が続いています。引き続き地域医療の維持に努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、令和2年度病院事業会計資金不足比率をご報告いたします。

令和2年度について資金不足はありませんでした。数値のほうは、令和2年度八丈町資金不足比率審査意見書でご確認ください。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、資料のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

1番。

○1番（宮崎陽子君） すみません、先ほどの企業会計決算審査資料のほうで質問してもよろしいでしょうか。

○議長（奥山幸子君） はい。

○1番（宮崎陽子君） こちらの6ページ、7ページなんですけれども、令和2年度のほうと比較させていただいて、薬剤師さんのお話なんです、2名だったものが、今回まだ今採用

試験中なんだろうと思うんですけども、薬剤師ゼロというふうになっております。

実は、以前にもちょっとご連絡差し上げた件にもつながるんですけども、最近八丈島に移住された方で薬剤師の方がいらっしゃって、ぜひ八丈町の病院のほうで働きたいという、そういう方が何名かいらっしゃるということで、応募の書類のほうは出されているということなんですけれども、この人数がホームページのほうでは1名募集になっていたかと思うんですが、今年は1名の募集だけということなんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 規模的にも1名というところで、あとは、今現在は日本医大からの派遣ということで、3か月置きに薬剤師さんに派遣いただいております。ただ、実際はいろんな方に手伝っていただいている状況でありまして、できれば安定させたいとは思っていますので、もしいらっしゃる方には後ほど相談させていただければと思います。

（宮崎議員「ありがとうございます」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

5番。

○5番（沖山恵子君） 今の決算資料の未収金の入金状況ということで、資料の8ページです。これ3月31日現在なので、たくさんの未収金が残っているのかと思うんですけども、現在どうなっているのかを教えてくださいたいです。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 現在のあれなんですけれども、ちょっと説明をさせていただければ、この未収金なんですけれども、診療報酬が2か月置きになりますので、その分が入っていない状況です。ちょっと金額は、今の、現在の確認させてください。すみません。

○議長（奥山幸子君） ほかにありますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第16、認定第3号 令和2年度八丈町病院事業会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

---

◎認定第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第17、認定第4号 令和2年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企業課長。

○企業課長(菊池 拓君) それでは、書類番号9の最後のページをお願いいたします。

認定第4号 令和2年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算認定について。

令和3年9月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

それでは、浄化槽の決算書のほうをお願いいたします。緑色の紙の次になります。

1ページをお願いいたします。

令和2年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算報告書。

収益的収入の決算額は5,514万9,272円でございます。内訳といたしましては、第1項営業収益1,051万8,360円。第2項営業外収益につきましては4,000万3,912円で、主なものは、一般会計補助金、長期前受金戻入、資本費繰入収益でございます。

第3項特別利益462万7,000円、一般会計補助金でございます。

次に、収益的支出の決算額でございますが、5,689万8,248円となりました。内訳といたしましては、第1項営業費用5,133万494円、こちらは職員の人件費、浄化槽維持管理費、減価償却費が主なものでございます。第2項営業外費用94万754円、こちらは企業債の利息です。第3項特別損失は462万7,000円となります。こちらは公営企業法適用により、31年度分の賞与等を引当金として負担するもので、同額を特別利益で一般会計補助金として収入に計上し

てございます。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出でございますが、資本的収入については1,965万9,860円。内訳といたしましては、第1項企業債490万円、第2項一般会計補助金97万3,000円。第3項国庫支出金612万8,000円、第4項都支出金49万1,460円、第5項工事負担金16万7,400円、第6項一般会計繰入金700万円となっております。

資本的支出の決算額は2,081万789円となり、内訳は第1項建設改良費、第2項企業債償還金でございます。

令和2年度末の起債残高は1億1,447万8,981円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額115万929円は、引継現金で補填しております。

次のページをお願いいたします。

損益計算書につきましては、1、営業収益、3、営業外収益、5、特別利益を合計した収益は5,277万284円で、2、営業費用、4、営業外費用、6、特別損失を合計した費用は5,566万1,969円となり、差引き289万1,685円の当年度純損失が生じました。

次のページをお願いいたします。

下の表の欠損金処理計算書（案）でございますが、令和2年度未処理欠損金289万1,685円を未処理のまま繰越しいたします。令和2年度より地方公営企業法の全部を適用し、新たな公営企業会計方式による経理を行っております。経営状況につきましては厳しい状況ですが、今後も、合併処理浄化槽の普及に努めてまいります。

続いて、令和2年度浄化槽設置管理事業会計資金不足比率をご報告いたします。

令和2年度については資金不足はありませんでした。数値については、令和2年度八丈町資金不足比率審査意見についてご確認ください。

以上で終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第17、認定第4号 令和2年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

---

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第18、報告第4号 令和2年度八丈町病院事業会計継続費精算報告についてを上程いたします。

説明、病院事務長。

○病院事務長(菅原宏幸君) それでは、書類番号10をお願いいたします。

報告第4号 令和2年度八丈町病院事業会計継続費精算報告について。

令和3年9月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第26条の規定により、次のとおり報告する。

それでは、2ページをお願いいたします。

令和2年度八丈町病院事業会計継続費精算報告。

事業名は病院改修事業で、内訳といたしましては、リハビリ室増設工事、洗濯干し場増設工事、渡り廊下増設工事、倉庫増設工事及び既存建物解体工事でございます。こちらの継続事業に係ります事業年度は令和2年度で終了したため、継続費の精算についての報告を行うものでございます。

こちらの全体計画でございますけれども、平成30年度から令和2年度の3か年で、総額が1億909万円となっております。ただし、当初2か年で終了予定でしたが、平成31年度は各種届出書提出及びコロナの影響により、令和2年度に継続して実施した事業でございます。

実績でございますけれども、支払い義務の発生額は3か年で8,750万4,469円でございます。年割額と実績との差については2,158万5,531円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、日程第18、報告第4号 令和2年度八丈町病院事業会計継続費精算報告についてを終わります。

未収金について事務長から報告があります。

○病院事務長（菅原宏幸君） すみません。八丈町公営企業会計決算意見書についての31ページに、3月末なんですけど、個人滞納分は68万9,000円となっております。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） その個人滞納分68万円って、先ほどの決算資料を見ますと前年分とかは何十万までいっていないんですけれども、コロナ禍ですし、支払う方も大変かと思えますけれども、多分増えていると思うんですね、過去よりも。回収の見込みとか、例えば、よくある払っていない人は次診ていただけないよとか、何かあったりするんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 今、4月から見ていますけれども、払えない方というのは実際にございませぬ。

ただ、未収金に関しましては、一応昨年度までが3年で、昨年度から5年ということになっていまして、実際来年度なんですけれども、26年の方とかいらっしゃいますので、そこはまた議会に諮ってということになると思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） それで、今さっき言いました、苦しくて払えない方はいらっしゃらないので少しずつ解消ということだと思うんですけれども、払っていない間って病院にかかれるんですか。前のが払っていないですよという段階で、そうすると何か、例えば保険証ってお金払わないと使えなくなったりするじゃないですか。保険証を使ってやりました。でもお金払っていませんといった場合には、次はどうなったりするのでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 診療を受けられないということはないと思いますので、そこら

辺は、また分割とか相談させていただく形になると思いますので、今のところ診療が受けられないという状況ではないと思います。ただし、その保険証が、10割になった方は、ある程度、また国保と相談していただく形にはなると思うんですけども、診療を拒否するということはございません。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

（沖山議員「はい」の声あり）

---

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（奥山幸子君） それでは引き続き、続いて日程第19、報告第5号 令和3年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和2年度分）についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（菊池 良君） それでは、資料番号の11をお願いいたします。

報告第5号 令和3年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（令和2年度分）について。

令和3年9月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、別紙のとおり報告します。

次のページの報告書をお願いいたします。

この報告書は、毎年度作成している八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和2年度分）の報告書になります。教育委員会所管事業の点検評価を行い、その報告書を外部委員会のご意見を添えて議会に報告、その後公表という手続を踏むことになっております。

朗読が長めになるんですけども、ちょっとお時間をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

この第1から第3までは、本報告書の位置づけ、概要になります。

次に、3ページをお願いいたします。

3ページ、第4では、令和2年度当初、教育委員会から承認をいただきました教育目標と4つの基本方針を記載しております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

こちらの第5では、第4で掲げた教育目標と4つの基本方針における主要施策を挙げておりますが、各主要施策項目に対する評価として、取組状況、実績成果及び課題、今後の方向性について明記しております。

基本方針1では、「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成を挙げ、主要施策5項目を推進するとしています。主要施策(1)の人権教育の推進では、主に道徳授業公開講座、コロナ禍により富士中学校のみが開催しております。

7ページをお願いいたします。

基本方針(2)では奉仕・体験活動、コロナ禍のため、多摩・島しょ子ども体験塾が中止となりました。

次に、7ページ下の行になりますが、主要施策(3)でスクールカウンセラーに係る事項、いじめについて。8ページの主要施策(4)でインターネットを含む防犯、交通安全対策について。9ページの主要施策(5)で虐待防止対策などを取り上げています。

昨年度はコロナ禍のため、予定していた事業が中止または縮小開催となってしまったというところで、なかなか事業遂行ができない状況がありました。

ここまでが基本方針1となります。

次に10ページをお願いいたします。

基本方針2、「豊かな個性」と「創造力」の伸長は、9つの主要施策が挙げられています。主要施策(1)は主に学力に関することとなります。これもコロナ禍により、国の調査は中止となりましたが、都の調査は学校において独自に調査を行っております。

11ページ、主要施策(2)で特別支援教育に関すること。13ページ、主要施策(3)が小学校連合音楽会や中学生陸上記録会への支援。同じく13ページ、主要施策(4)で小中一貫教育。14ページで、主要施策(5)で情報通信技術、ICT関連、そのICT関連ではタブレット端末を小・中学校の児童・生徒、教員全てに配備しております。

15ページ、(6)の給食事業関連について、地産地消率が、給食提供機会が減ったことと、それから項目の算定に主食である米とか麺を入れた関係で、地産地消率が減少しております。15.72%から12.42%に減少しております。また、令和3年度から、都立青鳥特別支援学校八丈分教室への給食提供依頼を受けて、現在、給食の提供を開始しております。

17ページ(7)で伝統・文化体験事業。同じく17ページ下の主要施策(8)で島ことば授業。18ページ(9)で職場体験などキャリア教育、職場体験の推進ですが、大賀郷中学校は



中止となり、三原中学校も1日しかできませんという状況でした。このことについては、外部評価により、島の子供たちが職業の選択・決定を先送りにしたり、目的意識が希薄なまま進学・就職してしまう要因になると思われるので、興味のある職場での体験ができるよう、島外での体験学習も視野に入れた職場経験の多様化を考慮していただきたいという意見をいただいております。

ここまでが基本方針2となります。

続きまして18ページをお願いいたします。

基本方針3、「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興を掲げて、18ページの施策(1)では、青少年に関する各種委員会、山梨県内で実施している島外体験学習は中止になりました。

19ページ、施策(2)でコミュニティセンター、公民館、図書館の事業。21ページ(3)で多目的ホールおじゃれの事業。22ページ、施策(4)で英会話教室、婦人学級。23ページ、施策(5)で放課後子どもプラン。24ページ、施策(6)で歴史民俗資料館の管理、運営、管内指定文化財の状況、玉石垣保存会への支援等。25ページ、施策(7)で八丈方言講座。26ページ、施策(8)でスポーツ関連事業などを取り上げ評価を行っております。

コロナ禍のため、各施設の利用者数が減少しております。山梨体験学習やスポーツイベントなども中止となりました。ほかには、中之郷公民館老朽化のため、今年度から建設準備検討委員会を設置しまして建設の準備を進めております。また、旧歴史民俗資料館の本館部分が国の登録文化財に指定されました。今後は、耐震補強工事の実施設計、展示内容についても展示計画を作成してまいります。

以上が、基本方針3の内容になります。

27ページから、基本方針4、「町民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進になります。

主要施策(1)で学校における外部評価の実施。同ページ、施策(2)で教員の配置状況。28ページ、施策(3)で教員の資質向上に対する取組。28ページの下から、施策(4)で学校施設の利用状況。29ページ、施策(5)で学校校庭芝生化など。それから、30ページ、施策(6)で島外生徒受入れ事業について評価を行っております。

学校施設については、長寿命化計画が策定され、それに基づいて施設の延命化を図っていくのですが、外部評価委員の意見として、改修費用にも多額の経費が必要となりますので、施設の規模など費用対効果を意識し、計画の見直しも必要ではないかということが挙がっております。

施策（6）の島外生徒受入れにつきましては、令和2年度に1名、八丈高校を卒業して進学を果たしております。また、島外から生徒を受け入れる新たな取組として、保護者と一緒に移住して八丈高校に通学する家庭の家賃等を支援する事業を開始しましたが、令和2年度は応募者がおりませんでしたので、今年度、これらの事業は行っておりませんでした。

以上で、基本方針4の説明を終わります。

参考としまして、30ページに令和2年度の主要な工事と委託事業の一覧、31ページに外部評価委員の意見、32ページに実施要綱を添付しておりますので参照いただければと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 18ページのキャリア教育の推進についてということなんですけれども、これは先ほどは外部評価委員会からの意見の中でも、ちょっと見直したほうがいいんじゃないかとか、自分のほうから見てもこの内容だとすごく弱いと感じます。これは、八丈の子供たちって高校卒業後進学とか就職して、島外に出る方は多いと思うんですけれども、その子供たちが将来の夢とか人生プランを考えると、八丈で体験できる職業がとて少なくて、なかなかイメージしづらい環境にあるんじゃないかと思っています。

それなので、島を担う次の世代の子たちの教育ということは、今後の八丈にとって一番重要な事業になると思うので、このキャリア教育の改善を強く要望したいと思うんですけれども、町の考えを改めてお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） このキャリア教育の件に関しましては、外部評価委員のほうからもご心配の意見を上げられております。確かに、職場選択の種類といいますか、範囲が限られておまして、それで日数も少ない、なかなか難しい状況にあります。

そういう職業とか進路を意識するのが先送りされたり、そういうふうになっているのではないかというご意見をいただいております。私もやはり職場体験として一流企業のオフィスというだけでもすごくいいと思う、これは私の個人意見として考えております。こういうご意見をいただいておりますので、どうにか改善できるように取り組んでいきたいと思っております。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

2番。

○2番（浅沼隆章君）　　こういうコロナ禍なので、すぐにということは難しいかもしれないですけれども、ぜひ改善していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。要望です。

○議長（奥山幸子君）　　1番。

○1番（宮崎陽子君）　　9ページなんですけれども、下のほうに虐待の早期発見についてということで、各学校でスクールカウンセラーなどを活用して、気軽に相談しやすい環境をつくるということを努められているという話なんですけど、このスクールカウンセラー以外に、今いろいろと島の中でも虐待が増えているという話も聞いておりますので、何か気軽に相談しやすい環境をつくる方法として、何か対策は立てられていらっしゃるのでしょうか。

○議長（奥山幸子君）　　教育課長。

○教育課長（菊池　良君）　虐待の発見に関しましては家庭というところが重要になってきておりますので、子ども家庭支援センターとかの事業としても行っているところでございます。

教育課の事業としましては、スクールカウンセラーのほかに、心理士ですとか専門の職業の方をスクールカウンセラーとは別に呼びまして、学校訪問をしたり、教師、親御さん、PTAとの話を聞くような体制を取りまして、早期発見に努めております。

虐待に関しましては、発見した場合は子ども家庭支援センターに通報するという事になっております。

○議長（奥山幸子君）　　1番。

○1番（宮崎陽子君）　　ありがとうございます。

別のほうで、以前、青少年対策協議会のほうでもこういった話題が出たときに、実際、本当にこういうデリケートな話題を他人に相談するというのは、実際あまりやりにくいというか、そういう声もある中で、今、文部科学省がGIGAスクール構想を推進して、タブレットなどの導入も進んでいるということもありまして、今の時代の子供たちというのは、現実の世界とあとネットの世界、SNS上でのやり取り、二重人格という、そういう別の人格が形成されているという話も事実あります。

そういった中で、ネット上では本当の自分をさらけ出すことができるのか、実際そういったところでお悩みも解決されているという話もいろいろと今ある中で、せっかくこうやってタブレット、1人1台普及しているということもございますので、ぜひ有効活用していただけるように、こういったいじめ対策もそうですけれども、なかなか直接面と向かって、対面

で人に話しづらいことだからこそ、そういったデジタルの有効活用というところも問われていくんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 確かに、逆に端末が家庭にあるということで、専門の先生との一対一の面談といたしますか、秘密裏といたしますか、情報が出ない形でできると思いますので、そういうところは進めていきたいなというふうに考えている一方で、このネットに関しましてはリテラシー教育というところで八丈ルールというのを作りまして、ネットの危険性ですとか、二重人格とかありますけれども、さらに今日、有名なタレントの開業がうその情報によって邪魔をされ告訴案件になっているというニュースも流れておりますので、そういうリテラシー教育に関しても力を入れていきたいと考えております。

○議長（奥山幸子君） 1 番。

○1 番（宮崎陽子君） とても大切なことだと思います。本当に個人情報とかね、そういったものをしっかりと守りながらも、やはり子供たちの生の声を届けられるような、一つの手段として、ぜひこのタブレットのほうの活用も、またそういった窓口を、ネット上でも何かつくっていただけるような方向性であれば、今の子供たちというのは本当に適応能力が高いといえますか、そういうものがあればどんどん進んで利用するということも考えられますので、ご配慮をぜひお願いしたいと思います。こちらは要望になります。

○議長（奥山幸子君） 4 番。

○4 番（山本忠志君） ページ数でいうと25ページなんですけれども、八丈方言のことなんですけれどもね、八丈町教育委員会の一つの大きな活動の一環として取り組んでいただいて、方言を継承していくための活動、大変敬意を表することをやっていたいているなと思うんですけれども、まず1点ですけれども、今後のこの方言の浸透を図るための活動として、従来の形をいつまでも踏襲するというよりも、何か新しい形というのを工夫してみてもいいんじゃないかなというふうに僕は思っています。ちょっと何か取ってつけたようなイベントの繰り返しみたいになっていてね、そうじゃなくてもうちよつと島の方言を組み込んだ、子供も大人も喜べるような活動というもの。

例えば、三原中学校に歌があるんですね。「島に生まれて」という歌なんです。この歌は、当時の中学生たちが作詞・作曲した歌で、シンガーソングライターの方を講師に招いて、国の予算で作上げたものなんです。大変いい歌で、僕はあれ聞くたびに胸がじんとする歌です。何でかという、歌詞の中に八丈方言が入っているんですね、さびの部分でね。それで、

すごく何か、島に生まれてきた自分たち頑張るぞというな、心のこもった歌で、何かあいうふうな形での八丈方言をしみ込ませるといふか、そういう取組をもうちょっと頑張っていて、次のフェーズとして、そういう取組があってもいいんじゃないかなと。例えば小学校の学芸会なんかでも、目的がいろいろあるでしょうけれども、八丈方言を用いた劇をやってもらうとか、あるいは歌を歌ってもらうとかでもいいと思うんですけれども、そういうのをしていただきたいと思うんですけれども、教育長、どうですかね。

○議長（奥山幸子君） 教育長。

○教育長（佐藤 誠君） 方言を残すって、ベーシックなところは教育課程とか結構頑張ってやってきていますので、この先さらに機運を盛り上げるにはどうすればいいかということで、本来ですと、今年度方言大会というのを予定して、小学生から年配者まで、いろんな分野で、ホールでどんとやって機運を、その中に今のやはり歌の部門もおいおいすると、そういうところの参加もできるかなと思いつつ今聞いたんですが、とにかくそれを近々にまずやりたいというその準備も、一応予算化もしているんですが、また今年度、年明けぐらいに条件がそろえばどうにかやりたいなということで、今ちょっと地団太を踏んでいるようなところですよ。

あと、やはりなかなか無理して残すというのも、またいろいろ無理があるので、とにかくこの歩みを止めないということで、あと一つの文化としての大切なそういう意識、あと、そういうのを子供たちに学習してもらえばいいかなと。あと、行き着くところはやはり島の学校とかそういうところではかなり、あと高齢者とか、協力をいただいているんですが、町全体の機運としては、まだもう一步、そういう盛り上がるのところが足りないなということで、我々の行き着くところは、やはり沖縄とか、鹿児島とか、かなり文化課というところで方言の取組をしっかりとやっているんですが、そういうところでは方言の日というのを条例化して、一応しっかりと活動されています。

でも、私も形から入って頓挫するのちょっとよくないなと思うので、そこまで行きたいなという夢を持ちながら、今やるべきことを一つ一つやっていこうと思います。特に、方言大会で議員のおっしゃるような、そういう内容も組み込めるのかなと思うので、ぜひ期待していただければと思います。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） 別件なんですけれども、この方言に関してですけれども、実は某小学校のホームページを見ますと、おじゃりやれ何々学校へというメインタイトルがあるんです

よね。これは実は昔、おじゃりやれ八丈島へという横断幕があつてね、重要なお客さんが来るときはそれを空港でみんなで広げてお迎えするという、そういう横断幕が昔あったんですよ。大変違和感があつてね。おじゃりやれ八丈島へというのは、これは島言葉で使っているつもりなんだろうけれども、間違つた言葉なんですよ。島のいる方は皆さん分かると思うんですけども、おじゃりやれというのはね、ようこそいらっしやいましたという意味じゃないですよ。プリーズ・カム・ヒアという、そういう意味なんですよ。

やれというのは何とか、見やれ、うちやれ、聞きやれ、食べやれ、何とかしやれという、何とかしてくださいというときに使うのがやれという言葉でね。間違つて使われているのが、ホームページのトップに出ているんですよ。これ知らない人が使つて、誤つて使われているので、そこもちょっと厳しく点検しながら使つていかないといけないんじゃないかなと思います。課長、ご存じですか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 申し訳ございません。おじゃりやれという意味もいらっしやいというふうに解釈しておりました。

このホームページに関しましては、確認させていただいて、訂正するように進めます。

○議長（奥山幸子君） 教育長。

○教育長（佐藤 誠君） 丁寧な、また、金田先生とか、いろいろ学者の方もいるので、今までの流れもありますので、そこで再度精査して、文法的にもきちっと押さえてね、議員のおっしゃるようなことも踏まえながらちょっと考えてみたいと思いますので、しばらく時間ください。

以上です。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

1 番。

○1 番（宮崎陽子君） 3 ページなんですけれども、基本方針 1 の中に、人権尊重の精神がありますけれども、今、差別や偏見ということの、コロナ禍において新たな日常に対する教育方針というのも変わってきているかと思えます。でも常にマスク、あと黙食とかね、本当に今の子どもたちは萎縮してしまうような心になってしまうことが一番懸念されることでもあるんですけども、このコロナ禍においての人権尊重、どのような教育方針で歩かれているのか教えてください。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 人権尊重とかそういうものは公開講座で授業を行う、地域に公開して行くことになっておるんですけども、今年度ではなくて2年度に行えたのは、1つの学校のみでした。コロナ禍で関係者のみに来ていただいてという公開で、最近の傾向としまして、終わった後の質疑応答とか、そういう時間になると親御さんが帰ってしまうので、関係者だけで質疑応答をやっているという状況があって、そういう状況に関しては改善していかなくてはならないなというところで、コロナ禍においてはなかなかご参集いただく機会がないという状況でございます。

○議長（奥山幸子君） 1番。

○1番（宮崎陽子君） 私の子供の頃の話をするのもなんですが、よく道德の授業で、やはりその時代からも人権尊重とか、あと差別偏見のない社会というのは、本当に昔から教育の中ですごく大切なこととして、学びの一つだと思うんですけども、今の現代では、これプラスコロナ禍でという、ちょっと本当に複雑な世の中で、子供たちに対する教育をしっかりと、今していかななくてはいけない重要な時期だと思うんですね。

そういった意味で、今回一般質問のほうでもお話しさせていただいたんですが、私が今身につけている、このシトラスリボンの話になってしまうんですけども、これは実は手作りで、愛媛の子供たちが学校の授業で、道德の授業で、本当にこのお金のかからない、ひもが3本あれば作れるという、ホームページのほうで、愛媛の調べていただきますと、その作り方なども出ているんですけども、こういったものを生徒たち、子供たちが作りながら、人を思いやる気持ち、そして人権尊重、差別のないコロナ禍で、どうしたらいいんだろうねという、そういう話し合いをする時間というのを持つということも、すごく今大切なテーマではないかなというふうに感じて、ちょっとお話をさせていただいたんですが、そのような取組を行う時間などはあるのでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育長。

○教育長（佐藤 誠君） 議員のおっしゃるそういう意義とか、そういうのは十分理解した上で、学校ではいろいろコロナのことで、やはり感染した方々への思い、他者理解というんですか、そういうところ、あと風評被害とかね。そういうところで相手がどれだけダメージを受けるかとか、そういうのを中心に人権の問題として学習しているわけですが、学校でのいろんな進め方もいろんなパターンとかいろいろ工夫がありますので、そういうこともあるよという紹介はできますが、それを学校のほうにどうするかというのは、なかなか学校の主体性のこともありますので、それはちょっと考えたいと思いますが、一応そういうコロナに対

する、特にそういう偏見とか差別とか、そういうことはないようにということで、教育委員会、校長会名で、保護者宛てに文書も発出していますので、保護者を巻き込んでのコロナ禍の人権尊重、そういうところはしっかりと学校と相談しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（奥山幸子君） まだありますか。

○1番（宮崎陽子君） ありがとうございます。

人情の歴史ということで、やはり昔から島は言われておりますので、そういったことを語り継ぎながらも、ぜひ前向きにお願いしたいと思います。要望です。

○議長（奥山幸子君） 分かりました。

審議が続いているんですが、ここで1時間過ぎているので、休憩にしたいと思います。

2時20分まで休憩といたします。

（午後 2時04分）

---

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 2時20分）

---

○議長（奥山幸子君） 質疑を継続いたします。

5番議員、どうぞ。

○5番（沖山恵子君） 8ページの不登校の生徒について、去年もお話したんですけれども、だんだん増えていますよねということで、私が子供の頃は、小学校の頃は学校にいて、ああつまらないなと思いながら机に座っていたら夕方まで何とかもったんですけれども、今は、それこそプログラミングのことを考えなさいとか、小学校で英語の授業をきなさいとか、昨日から話題になっているICTだ、タブレットだ、物すごく複雑になっていると思うんですね、授業が。

やっぱりついていけない子というのはいらっしゃると思いますし、親御さんがうちで一生懸命、例えばタブレットを持って帰っておうちで勉強きなさいといったときに、一生懸命そばで見守ってあげる方がいいですけれども、無関心で親御さんがあまり関わらないと子供も、どうやっていいのかなとか、使い方ちょっと分からなかったらどうしたらいいのと聞く人がいないと進まないとか、昔よりも落ちこぼれになりやすい。はるかに学校の授業とか人間関係とか難しくなっていると思いますので、ぜひぜひそういう方を取りこぼさないように、ICTの活用もタブレットも重要ですが、その前に学校に来られなくなっちゃったなら



っと大変ですから、そのところは教育委員会の皆さんは学校の先生たちと一緒にあって、落ちこぼれないように、機械に弱い子供たちを取りこぼさないようにというような施策を一生懸命していただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 不登校の児童・生徒が横ばい状況というところでありまして、現在どういう取組をしているかといいますと、まず学校の担任の先生ですとか教師、それからスクールカウンセラーの方と度々ご家庭を訪問して、いろいろ親御さんと話も聞いたり、生徒さんと話をできるときは話を聞いて、いろいろ行ってはおります。

そういう取組が効果が出てきたのか、全く登校しないという生徒は今のところお一人ですかね。ほかの生徒の方は自分の好きな授業ですとか、そういうとき、あとは部活動ですとか、そういうところには出てくるようになったというところで、そういう呼びかけと家庭訪問等が効果出てきているのかなというふうに思っておりますので、さらに進めていこうと考えております。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 一生懸命やっていらっしゃるというのは分かるんですけども、やっぱり分からないことを聞ける体制、例えば授業にしても、障害児には介助者がついていろいろ教えてくれるとかありますよね。やっぱり学力にも差があって、何かやるとすぐ分かる子とすぐ分からない方がいらっしゃって、昔は先生がざっと見回りながらこうだよとか言えたかもしれませんが、オンラインだの何だのというところとそういうこともなかなかできなくなってきましたので、そういう学習面の補助というか、そういうのをちょっとやっていただいたほうが、これから先、今すぐ来年、今年という話ではなくて、長期的に何か考えていったほうが島全体の学力も上がるのかな、落ちこぼれも減るのかなと思うんですけども、人員も予算もない中で大変でしょうけれども、そんなような取組はできないでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育長。

○教育長（佐藤 誠君） ひとつ私どもとちょっとICTについての考え方が違うかなと思いつつながら聞いているんですが、ICTを導入してどう活用していくかというのは、やはり協働的な学び、友達と今のその子供が持っている知識の中で、いろんな知識のレベルは違うけれども、そういう子供たちが何人か集まって、そこで意見を出し合って、その問題をそのグループのレベルの中で深めていく、それがやはり考え方を深めるような協働的な学習ということで、そのためのタブレットの活用ということですので、難しいことをタブレットでやって

ついてこれないということじゃなくて、より易しく学習に参加できるような、そういう体制を取るためのタブレットの利用だというふうに、一応理解していただければいいかなと。

我々がちょっとと思うより、子供たちはやはり I C T の機器については、もう理屈より指が動いて、いじるというそういう感覚が今の世代の現実ですから、それによってちょっと学校がつまらんとかそういうことはないのかな。それを逆に解決するような手段に、やはりタブレットの利用はなり得るよと、そういうような考え方で進めているし、そうなるだろうという、そういう確信を持って取り組んでいきたいと思います。

あと、不登校云々もさっきあったんですが、学校が楽しく云々かんぬんじゃなくて、やはり学校に足が向かないのは、家庭生活の中での生活のリズムを取り切れないとか、かなりこれは、責任転嫁するわけじゃないんですが、家庭の、やっぱり教育の在り方等々も関係してくるので、子供の後ろには保護者がいらっしゃいますので、その保護者を含めながら相談体制を深めていく。そうしないとなかなか問題は根が深くて解決し切れない。結構現実には、生活のパターンね、朝起きられないとか、そういうことがかなり起因していますので、これは本当にそのレベルでは家庭の協力をいただかないと、なかなか学校だけでは解決し切れない。

学校に登校してきたら、さっき課長が言ったように、いろんな方策で丁寧な対応をしますし、友達ときつかったら別室でタブレットを使いながら授業参加して、ちょっと気を楽にするとか、子供は友達関係で疲れるとかね、そういう関係も結構あるので、そういうところは十分に対応できるので、まずは家庭の子供を送り出す、そういう体制をまず強く訴えたいと、そのように思います。ぜひ、議員の皆さんもそういう現実をちょっとご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 5 番。

○5 番（沖山恵子君） 昔より親御さんが大変だというのはよく聞きます。

先ほど言ったのは、そういう無関心の親御さんのお子さんだとなかなかおうちでタブレットを使って何かやってねとか、今よくオンライン授業とかもあると言われてますし、コロナで大変になって学校閉鎖になったときにオンラインで何かしますよみたいなことは言われると、そのときに大変なのかなという意味で、今言ったんですけれども、家庭が大変なのはすごく、周りの方とか婦人会の方、民生委員の方とかいろいろお話を聞きまして、かといって私たちが手助けをしたいけれども、下手に入ると余計なことをするなと怒られるので、なかなかお声かけ、昔みたいにご近所とか地域の人に関わるということも難しくてねという話

はよく聞いていますので、その辺は理解しているつもりです。

ぜひこれからも、大変でしょうけれども、そういう子供のフォローという意味で頑張っていただきたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 答弁求めますか。いいですか。

（沖山議員「はい」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかに。

9番。

○9番（岩崎由美君） 先ほど1番議員が虐待のお話をされていましたが、9ページですけれども、ここで読むと、学校で見つけた場合には、学校で発覚した場合、子ども家庭支援センターや必要に応じて警察とありますけれども、家庭内での虐待とか、今この家庭の、恵子さんのほうで家庭の教育というお話をされていましたが、家庭内で発覚というか、そういう話が出た場合にはどのように対処されていますか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 先ほどから出ているご家庭内での虐待案件とあって、ある例ですと、例えば登校されたお子様の体に、腕にあざがあったとか、そういった連絡がうちの子ども家庭支援センターに来た場合には、まずはそこからお子様に会うとか、その家庭のほうにはうちからアクションを取ります。うちからアクションを取って、その中でやっぱりできるのは、お子様が原因の場合もありますけれども、例えば不登校とかですね。やっぱり親御さんがお子様にちょっと興味というか、あまり関わりを持たない保護者の方もたまにいらっしゃいます。そういったときには、子ども家庭支援センターのほうでは、子供よりもそのご家庭の保護者の方をサポートする。そういったことをしていくことで、何とか支えようというところは、学校のほうともうちも連携を取ってやっております。

実際、今月も9月1日に、うちの子ども家庭支援センターで抱えている案件の報告会というのも定期的に行っていて、このご家庭は現在こうだと、学校の先生に聞いたら、不登校、欠席日数が減ってきていると。遅刻はまだあるんだけれども欠席日数が減っているとか、少しずつですが改善の方向に持っていけているというふうに、今現在私は考えていますので、今後も本当にいろんなパターンが出るかと思いますが、引き続き努力してまいりたいと考えております。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 今、多分おっしゃっているのネグレクトのことだと思います。

やはりネグレクトだと、すぐに命に関わらないかもしれないけれども、暴力的な虐待が発生すると非常に命に関わる場合もある。昔は信じられないような事件も発生したりしています。心が痛むこともあります。

八丈ではそういうことを出さないようにしてほしいと思いますけれども、ただどうしても、警察沙汰になったり、子家センのほうで対応したりしても、ヒアリングとかお母さんが、そのときは、ちょっとあのときは叱っただけなのよみたいな対応をしてしまうと、そのまま放置されるケースもあるのではないかなと懸念されます。

なので、もし最悪の状況が起きたらどうなるかというシミュレーションというのは、もしあったら教えてください。もしなかったらそれをつくればなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 本当にいろんな虐待もありまして、例えば夫婦げんか、お子様の前で夫婦げんかをする、それがやっぱりお子様にとっては影響あるんですね。あと、例えばお母様がちょっと精神的にまいっちゃって変なしぐさをされると、それを見ていた小さなお子さんがまねをするというパターンもある。

こういった本当にすごく繊細な部分があるから、警察とか、うちは児童相談所とも連携は取っているんですが、まず何かしらで連絡が来て、例えば1回あって、そこでいや何ともないですよとか、そういったことでも、そこで終結というのは今までも一回もないです。そういったところはやはり定期的に、月に何回か行って、本当に安全が確認できるか。そこまでのところをうちの職員はみんな行っておりますので、そこは引き続き努力してまいります。

○議長（奥山幸子君） 10番。

○10番（金川孝幸君） 24ページで、八丈町文化財専門委員会の開催なしとあるんですけども、コロナの影響でなかったということなんですけども、この委員の数はそんなに多くはないと思われましてけれども、もうちょっと文化財に対する思いというか、一般質問のほうでもしたんですけども、この委員会の機能を強化するようにお願いしたいんですけども。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 八丈町文化財専門委員会は、戦跡のご質問、一般質問を受けておまして、そういうところを議論していただくかなと考えておりましたところ、なかなか緊急事態宣言等ありまして開会できない状況がありますけれども、今後そういう案件をどう

しても話さなきゃならない。それから、民俗資料館の登録文化財指定の件もまだご報告できていない状況でありますので、そういう観点からして、今年度中には開きたいと考えております。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

（金川議員「はい」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかにありますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を……、はい。

○教育課長（菊池 良君） 先ほどの休憩中に、すみません、19ページをお願いしたいんですが、19ページの（2）の主要施策の下の丸でコミュニティセンターの利用状況とあるんですが、その一番上の行のボウリング場4レーンで、これ4,212件で人数が2,429人で、件数より人が少ないのはどういうことですかというご質問を受けまして、確認したところ、これは件数というよりもゲーム数でございましたので、訂正させていただきます。これは件ではなくて4,212ゲームということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） それでは、質疑を終結いたします。

以上で、日程第19、報告第5号 令和3年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和2年度分）についてを終わります。

---

◎発議第2号の上程、説明、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第20、発議第2号 八丈町議会委員会条例の一部を改正する条例を上程いたします。

提出者、5番、沖山恵子さん、ご登壇願います。

（5番 沖山恵子君 登壇）

○5番（沖山恵子君） 発議第2号 八丈町議会委員会条例の一部を改正する条例。

地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により、上記議案を提出する。

令和3年9月7日、提出者、八丈町議会議員、沖山恵子。

賛成者、八丈町議会議員、宮崎陽子、同浅沼隆章、同山下則子、同山本忠志、同菊池良、同小川 一、同山下 巧、同岩崎由美、同金川孝幸、同廣江 才、同小澤一美、同浅沼憲春。

八丈町議会議長、奥山幸子殿。

説明。

常任委員会及び議会運営委員会委員の定数を改正する必要があるため、本案を提出する。  
次ページをお願いします。

八丈町議会委員会条例の一部を改正する条例。

八丈町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号、第2号及び第3号の3第2項中「7人」を「6人」に改める。

附則。

この条例は、次の一般選挙により選挙される議員の任期が始まる日から施行する。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

本案については、提出者、賛成者で全員になっておりますので、採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第20、発議第2号 八丈町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

---

◎発議第3号の上程、説明、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第21、発議第3号 八丈町議会会議規則の一部を改正する規則を上程いたします。

提出者、5番、沖山恵子さん、ご登壇願います。

（5番 沖山恵子君 登壇）

○5番（沖山恵子君） 発議第3号 八丈町議会会議規則の一部を改正する規則。

地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により、上記議案を提出する。

令和3年9月7日、提出者、八丈町議会議員、沖山恵子。

賛成者、八丈町議会議員、宮崎陽子、同浅沼隆章、同山下則子、同山本忠志、同菊池良、同小川 一、同山下 巧、同岩崎由美、同金川孝幸、同廣江 才、同小澤一美、同浅沼憲春。

八丈町議会議長、奥山幸子殿。

説明。

育児、介護など欠席事由及び出産に関わる産前産後の欠席期間、また、請願手続きについて新たに規定する必要があるため本案を提出する。

次ページをお願いします。

八丈町議会会議規則の一部を改正する規則。

八丈町議会会議規則の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(欠席の届け出)

第2条、議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時間までに議長に届け出なければならない。

2、前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第88条第1項を次のように改める。

(請願書の記載事項等)

第88条、請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人の場合にはその所在地)を記載し、請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印しなければならない。

附則。

この規則は、公布の日から施行する。

○議長(奥山幸子君) 説明が終わりました。

本案については、提出者、賛成者で全員になっておりますので、採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第21、発議第3号 八丈町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案どおり可決いたしました。

---

◎発議第4号の上程、説明、採決

○議長(奥山幸子君) 続きまして、日程第22、発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を上程いたします。

提出者、13番、浅沼憲春さん、ご登壇願います。

(13番 浅沼憲春君 登壇)

○13番(浅沼憲春君) 発議第4号 コロナ禍における厳しい財源状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

上記議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

令和3年9月7日、提出者、八丈町議会議員、浅沼憲春。

賛成者、八丈町議会議員、宮崎陽子、同浅沼隆章、同山下則子、同山本忠志、同冲山恵子、同菊池 良、同小川 一、同山下 巧、同岩崎由美、同金川孝幸、同廣江 才、同小澤一美。

八丈町議会議長、奥山幸子殿。

説明。

標記の件に関して、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものである。コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現するよう、強く要望する。

記。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

また、地方交付税の需要額算定基準は、人口と面積を基準とした算定が行われているが、町村の多くは過疎化の進む山村、離島などであり、国土保全、水源涵養、食料生産等、重要な役割を担っていることを考慮し、割増算定を拡充し、人口を中心とした配分基準を是正すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、



断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする事。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月7日、八丈町議会議長、奥山幸子。

衆議院議長殿。

参議院議長殿。

内閣総理大臣殿。

総務大臣殿。

経済産業大臣殿。

内閣官房長官殿。

経済再生担当大臣殿。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

本案については、提出者、賛成者で全員になっておりますので、採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第22、発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第23、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動で

きるものといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第23、議会運営委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものと決定いたします。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長(奥山幸子君) 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。

よって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、令和3年第三回八丈町議会定例会を閉会いたします。

(午後 2時51分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年9月8日

議 長 奥 山 幸 子

署 名 議 員 宮 崎 陽 子

署 名 議 員 淺 沼 隆 章